

# 武蔵野市第4期健康福祉総合計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



# 第1章 武蔵野市第4期健康福祉総合計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景

### 第1項 国の動き

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化してきました。

平成27(2015)年9月の『新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン』では、包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指すことが示されました。翌年6月に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』では、子ども・高齢者・障害者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会\*」の実現が盛り込まれました。

平成28(2016)年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、検討会を開催し、12月26日に中間とりまとめが公表され、これを踏まえて、翌年の社会福祉法改正で「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体系づくりを市町村の役割として位置づけるとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、令和元(2019)年5月に、「地域共生社会\*に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、同年12月に最終とりまとめが公表されました。

この最終とりまとめ等を踏まえ、令和2(2020)年6月5日に、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ\*等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業\*や、その財政支援の規定の創設等を内容とする地域共生社会\*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。

新たに創設された重層的支援体制整備事業\*の令和3(2021)年4月の施行に向けて、令和3(2021)年度から重層的支援体制整備事業\*を実施する市町村に対する支援、令和4(2022)年度以降に新事業の実施を希望する市町村に対する支援を各々進めていくことになりました。

また、障害者等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4(2022)年12月に制定されました。これにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」）についても一部改正されました。この改正は、精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護\*を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。

図表1-1 重層的支援体制整備事業\*について（イメージ）

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲ）の支援を一体的に実施

I 相談支援

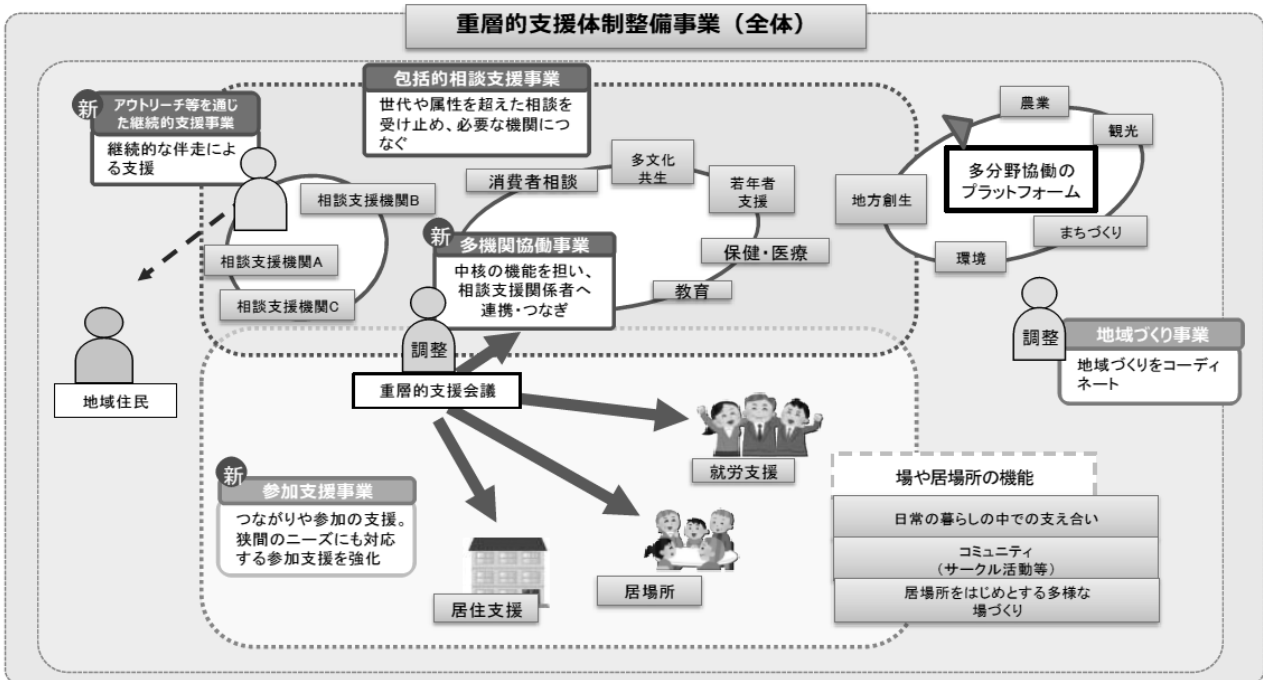
- ① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

II 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施
  - （※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
  - （※2）就労支援、見守り等居住支援 など

III 地域づくり事業

- 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
  - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
  - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能



出典：厚生労働省資料より引用

## 第2項 市の動き

本市の健康福祉総合計画に関連したこれまでのあゆみは次のとおりです。

図表1-2 第4期健康福祉総合計画に関連した経緯

年度	最近の主な動き
平成 12(2000)年度	武蔵野市高齢者福祉総合条例を制定
平成 15(2003)年度	高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画を「武蔵野市福祉3計画」として一体的に策定し、いち早く福祉分野の総合的な取組みを進める。
平成 24(2012)年度	武蔵野市第五期長期計画に「地域リハビリテーション」の理念を掲げる。
平成 24(2012)年度	武蔵野市第2期健康福祉総合計画において、健康・福祉分野の4つの個別計画を横断的にとらえ、総合的な取組みを積極的に進める。
平成 25(2013)年度	武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会を設置 武蔵野市の地域包括ケアシステム*を「武蔵野市における 2025年に向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”」とし、「地域リハビリテーション」の理念に基づき、武蔵野市高齢者福祉総合条例の総合的な施策体系を基礎とした、2025年に向けた包括的、総合的なサービス提供を基本的方向性とした。
平成 28(2016)年度	市民の支え合いによる「いきいきサロン*事業」の開始 避難行動要支援体制の充実、生活支援コーディネーター*の全在宅介護支援・地域包括支援センター*への設置、地域ケア会議の実施、障害者の地域生活拠点の整備、医療ビジョンの策定、妊娠から乳児・幼児まで切れ目のない支援である「ゆりかごむさしの」の実施など、様々な包括的、総合的な取組みを進める。
平成 29(2017)年度	武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017を策定 高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代の医療ニーズが高まっていく中、「市民の生命と健康を守る病院機能の充実」「市民の在宅療養生活をささえる仕組みづくり」「地域包括ケアと在宅医療の推進のための人材確保及び育成」を課題と認識し、それらの解決を図るための取り組むべき事項を整理した。
平成 30(2018)年度	武蔵野市第3期健康福祉総合計画を策定 第五期長期計画の重点施策「地域リハビリテーション」を基本理念に、「誰もが いきいきと 安心して 住み続けられる支え合いのまち」を総合目標として掲げ、他分野の計画と連携しながら健康・福祉分野の施策を総合的・横断的に進める。
令和元(2019)年度	武蔵野市第六期長期計画を策定 本計画では、相談支援ネットワークの連携強化を図りつつ、まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（武蔵野市版地域包括ケアシステム*）を市民と行政とが一体となって進めていく。

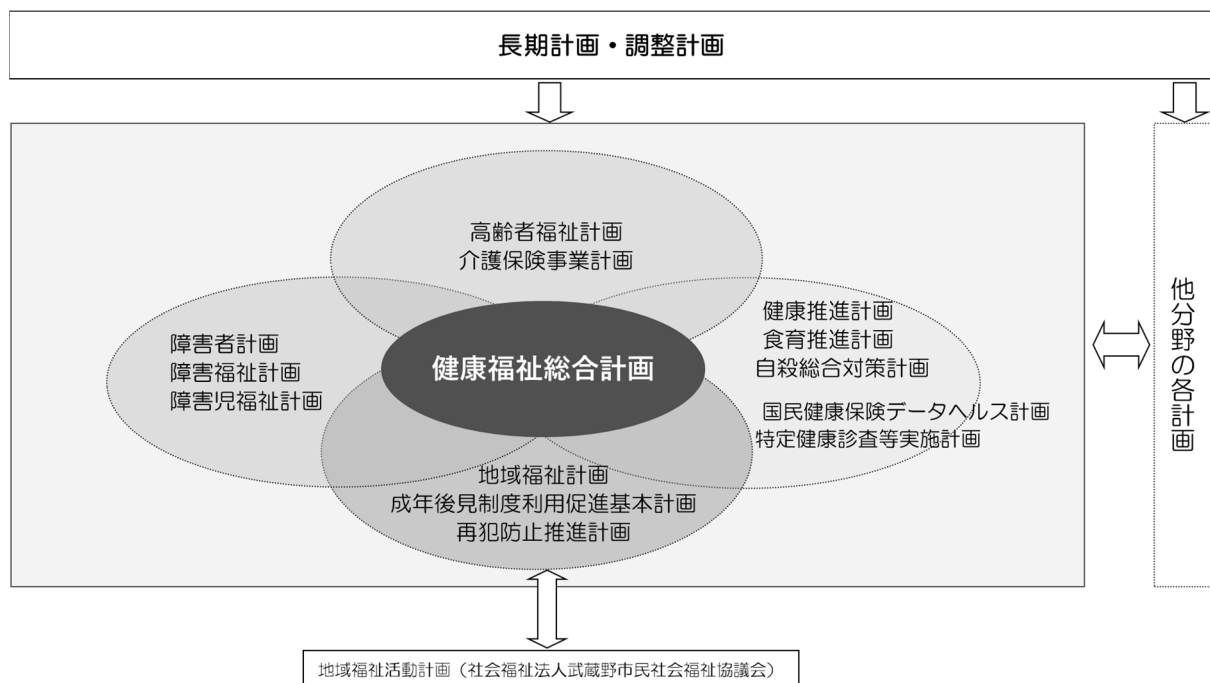
## 第2節 計画の位置づけ

健康福祉総合計画では、健康福祉施策を総合的に推進するため、健康・福祉分野の各個別計画に横断する課題や、複数の個別計画の施策において相乗効果が得られると見込まれる課題を重点課題として抽出し、それらの課題へ対応するための仕組みづくり及びその推進方法をまとめています。

今回の健康福祉総合計画・地域福祉計画の改定に合わせて、各個別計画の改定と再犯防止推進計画の策定を一体的に行います。また、国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画も含めた計画とします。

健康福祉総合計画と各個別計画は、武蔵野市地域医療基本構想（ビジョン）2017とその後の変化を踏まえた計画として、それぞれ必要な事項を盛り込んでいるほか、市の関連する個別計画との調和を図っています。

図表1-3 第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



### 【各計画策定における法令の根拠】

地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康推進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育基本法第18条
自殺総合対策計画	自殺対策基本法第13条第2項
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律第19条

### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的に健康・福祉の施策を考える観点から、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年とします。

なお、介護保険事業計画と障害福祉計画・障害児福祉計画については、3年で見直しをすることが法令で規定されているため、令和8(2026)年度に改定を行います。その際、関連する計画で見直しが必要になった場合は、合わせて見直しを行います。

図表1-4 計画期間

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第六期長期計画 (令和2~11年度)								
			第六期長期計画・調整計画 (令和6~10年度)					
							第七期長期計画 (令和10~19年度)※	
第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画			第4期健康福祉総合計画 第6期地域福祉計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画					
成年後見制度 利用促進基本計画								
高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画		
障害者計画・ 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			障害者計画・ 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			障害者計画・ 第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画		
第4期健康推進計画・ 食育推進計画			第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画 (令和9年度に中間評価)					
自殺総合対策計画								
▲			▲			▲		
一体的に改定			見直し			一体的に改定		
国民健康保険データヘルス計画・ 第3期武蔵野市特定健康診査等 実施計画			第2期国民健康保険データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画					
▲			▲			▲		
改定			中間評価			改定		

※令和5(2023)年12月に市長選挙が行われたため、長期計画策定スケジュールを見直す予定です。

## 第2章 武蔵野市における健康福祉施策の状況

### 第1節 人口構成などの変化

#### 第1項 人口の将来見通し

本市の総人口は、直近5年間（平成30(2018)年～）で約3,000人増加し、令和5(2023)年1月1日現在、147,964人となっています。

武蔵野市の将来人口推計（令和4(2022)年～令和34(2052)年）によれば、総人口は令和7(2025)年で149,864人、令和22(2040)年には156,805人、令和34(2052)年で160,824人と見込まれます。

図表1-5 将来人口の見通し

単位：人

	令和4年 (2022)	⇒	令和7年 (2025)	⇒	令和22年 (2040)	⇒	令和34年 (2052)
総人口	148,009		149,864		156,805		160,824
日本人人口	144,927		146,659		152,985		156,513
外国人人口	3,082		3,205		3,819		4,311

図表1-6 将来年齢3区分人口（日本人人口）

	令和4年 (2022)	⇒	令和7年 (2025)	⇒	令和22年 (2040)	⇒	令和34年 (2052)
年少人口	17,411		17,404		15,661		17,095
生産年齢人口	94,692		95,432		93,044		88,653
老年人口	32,824		33,823		44,281		50,765

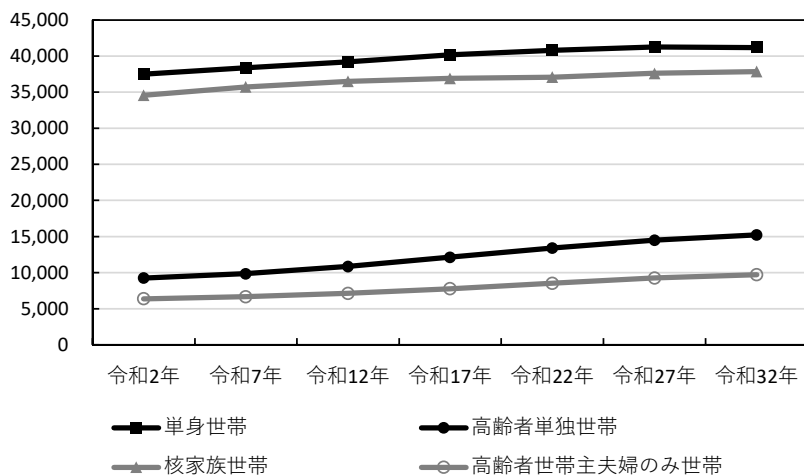
※ 各年1月1日時点の住民基本台帳人口

出典：武蔵野市の将来人口推計（令和4(2022)年～令和34(2052)年）より引用

#### 第2項 世帯数の将来見通し

世帯数の推計では、令和27(2045)年に41,235世帯へ増加し、その後減少に転じて令和32(2050)年には41,180世帯になり、比率は当面低下します。内訳をみると、高齢者単独世帯及び高齢者が世帯主である夫婦のみ世帯は、いずれも予測期間の間は継続して増加を続けると見込まれます。

図表1-7 家族類型別世帯数の将来見通し





## 第2節 財政状況

### 第1項 健康福祉関連 決算の推移

健康福祉関連の算出決算額の推移をみると、民生費、国民健康保険事業会計ともに毎年増加しています。また、後期高齢者医療会計、介護保険事業会計は令和2(2020)年度に一度減少しましたが、その後は毎年増加傾向にあります。

図表1-8 健康福祉関連 歳出決算の推移

単位:百万円

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度※ (2021)
民生費 (一般会計構成比)	29,621 (43.2%)	30,171 (35.9%)	32,843 (42.7%)	31,986 (42.6%)	32,782 (45.0%)
社会福祉費	12,669	12,821	14,149	14,408	14,571
児童福祉費	13,066	13,421	14,748	13,676	14,052
生活保護費	3,886	3,929	3,946	3,902	4,158
衛生費 (一般会計構成比)	7,029 (10.3%)	5,819 (6.9%)	7,170 (9.3%)	7,222 (9.6%)	7,187 (9.9%)
保健衛生費	2,996	2,881	4,321	4,247	4,090
清掃費	4,033	2,938	2,849	2,976	3,096
国民健康保険事業会計	12,765	12,411	12,936	13,682	13,890
後期高齢者医療会計	3,727	3,683	3,737	4,095	4,255
介護保険事業会計	11,521	11,462	11,740	11,840	12,542

※令和5年度は予算を記載

## 第2項 今後の歳入・歳出の予測

第六期長期計画・調整計画における、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間の財政計画は以下のとおりです。

今後、公共施設等の更新により多額の投資的経費が必要であることに加え、物価高騰や労務単価増の影響による投資的経費の上乗せや物件費の増、さらに扶助費や繰出金などの社会保障費の増、大規模災害や新たな感染症、景気の低迷などの社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって充実した市民サービスを継続していくためには、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの不断の努力を続ける必要があります。

図表1-9 第六期長期計画・調整計画 財政計画

(令和6(2024)～令和10(2028)年度)

歳入

単位：億円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
市税	437	438	440	439	441
国庫支出金	108	101	102	108	107
都支出金	70	71	72	72	72
繰入金	39	35	43	85	74
市債	21	21	19	32	27
その他	90	91	93	94	96
合計	765	757	769	830	817

歳出

単位：億円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
人件費	109	108	112	106	113
扶助費	186	187	187	187	187
公債費	13	13	12	12	13
物件費	188	193	194	197	199
補助費等	85	85	85	86	86
繰出金	57	58	59	60	60
投資的経費	119	105	112	174	151
その他	8	8	8	8	8
合計	765	757	769	830	817

### 第3節 前計画期間中の取組み状況

前計画期間中の平成30(2018)年度から令和5(2023)年度まで、以下の施策に取り組んできました。

#### 第1項 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

武蔵野市ならではの互助・共助の取組みとして、平成28(2016)年度からいきいきサロン\*事業やシニア支え合いポイント制度\*を開始し、介護予防や健康寿命の延伸に寄与する活動の場を創設し、市民を主体とした互助・共助を育む取組みが一層充実しました。

令和4(2022)年度から毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進月間」として幅広く認知症及びフレイル\*予防の普及啓発を行うなど、健康寿命の延伸に寄与する取組みを着実に進めています。

健康長寿のための三要素である、運動・栄養・社会参加を踏まえ、栄養については、ライフステージや個々の状況に応じて異なる課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を進めています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念に基づき、従来から取り組んできた心のバリアフリー\*事業に加え、民間事業者に対する合理的配慮\*の啓発等に取り組む、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解消に向けた取組みを進めています。

#### 第2項 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

市民が安心して暮らし続けるために、地域包括ケアシステム\*（まちぐるみの支え合い）の理念を踏まえ、それを医療面から支える仕組みとして、五師会\*をはじめ各医療関係機関等の協力を得ながら、医療ネットワークの充実を図り地域医療体制の整備を進めています。

医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、引き続き切れ目のない在宅生活を支えるための医療と介護の連携を推進しています。

令和2(2020)年1月に指定感染症とされた新型コロナウイルス感染症に対応するため、全庁体制で様々な対応を行ってきました。また、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないために、地域における医療関係機関等との緊密な連携を図るとともに市民に対して正確な情報発信に取り組んできました。

#### 第3項 安心して暮らしつづけるための相談・支援体制の充実

8050問題\*やひきこもり\*等多様かつ複合的な課題を抱える人からの相談窓口として、令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口\*を開設しました。分野横断的に関係機関等と連携しながら、全世代に対応した包括的な相談支援のネットワークを強化し重層的・継続的な支援に取り組んでいます。

認知症のある人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症のある人を支える家族への支援を行ってきました。

また、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型支援を継続して実施してきました。

(公財)武蔵野市福祉公社\* (以下「福祉公社」という。)においては、コロナ禍により急増した生活困窮者自立支援事業\*の相談に対応し、安定した生活を送ることができるように包括的な支援を行いました。また、高齢者世帯において、介護者が新型コロナウイルスに感染した場合等に、感染症対応レスキューヘルパー(感染症対応緊急訪問介護)を派遣し、身体介護や生活援助のサービスを提供し、コロナ禍におけるセーフティネットとしての中心的な役割を担っています。

(福)武蔵野市民社会福祉協議会\* (以下、「市民社協」という。)においては、コロナ禍の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度において、対象を従来の低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により日常生活の維持が困難になった世帯に対して、償還免除の特例を設けた特例貸付を実施し、日常生活の継続を支援しました。

障害のある人の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加が促進されるように、他分野の施策との連携を図っています。

判断能力が不十分な人の権利擁護\*と成年後見制度\*の利用を促進するため、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会\*での課題の共有及び連携を推進してきました。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策を展開してきました。

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある人等配慮が必要な人について、地域で見守り、支え合える体制づくりを進めています。

#### 第4項 人材の確保と育成に向けた取組み

平成 27(2015)年度からケアリニック武蔵野\*を毎年開催し、また、平成 30(2018)年度に開設した地域包括ケア人材育成センター\*において、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上に向けた取組みを推進しています。

平成 28(2016)年度から開始した、いきいきサロン\*事業やシニア支え合いポイント制度\*などの地域福祉活動の導入となる制度を活用することで、市民の地域における互助・共助の取組みをさらに推進するとともに、潜在的な地域福祉活動の担い手を発掘し、介護福祉人材のすそ野の拡大を図りました。

令和 2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職する人に対し、介護職・看護職 R e スタート支援金\*を支給しています。

#### 第5項 新しい介護・福祉サービスの整備

平成 30(2018)年度に、市内初となる障害者支援(入所)施設である「地域生活ステーションわくらす武蔵野」やグループホームの整備等による障害者の地域生活支援の強化する取組みを実施してきました。

令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンターの機能転換を図り、医療的ケア児\*などを対象とした「放課後等デイサービスパレット」を開設するなど、新たな福祉サービスの基盤整備等についても着実に進めています。

一定期間を経て老朽化した施設の更新を計画的に進めており、開設から35年が経過した保健センターにおいて、総合的な保健サービスを持続的に提供するとともに、新型コロナウイルスや災害時医療への対応などの機能強化を図るため、保健センターの増築及び大規模改修を行い、保健衛生機能の充実と子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備検討を行っています。また、高齢者総合センターは、開設から約30年が経過し経年劣化が進んでいることから、大規模改修工事に向けた準備を行っています。開設から40年以上が経過している障害者福祉センターについては、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会における議論を踏まえて改築を行う方向性を示しました。利用者・利用登録団体・近隣住民・指定管理者・事業実施事業者等の意見を聴取しながら、令和10(2028)年度竣工を目指して改築事業を推進しています。

市では、財政援助出資団体\*の整理・統廃合を含めた在り方の検討を行い、第五期長期計画・調整計画において、「福祉公社\*と市民社協\*は“まちぐるみの支え合い”を推進するため、それぞれの役割を明確化したうえで統合の準備を進める。」としました。このような状況を受けて、統合に伴うメリット・デメリット及び統合手法や技術的課題等を検討したところ、組織の統合により効果が発揮できる想定とした一方で、統合により福祉公社\*に対し見込まれている遺贈による多額の寄付が受けられなくなることが判明したため、統合を当面見合わせることに結論付けました。そのうえで、見出した効果を統合前の時点から発揮できるよう、平成29(2017)年度に、福祉公社\*と市民社協\*の事業連携推進委員会を設置し、両団体の統合による効果を事前に発揮できるよう事業連携を進めています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念と基本目標

#### 第1項 基本理念

第六期長期計画の中では、10年後の目指すべき姿として「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」が掲げられています。健康・福祉分野においては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会\*の実現を目指しています。元来、本市においては、市民活動が盛んな環境に支えられ、地域での見守りや社会とのつながりが必要な高齢者等の生活を総合的に支援するための共助の取組みを全国に先駆けて行ってきた歴史的経過と活動の蓄積があります。一方で、地価の高さや市域面積の狭さ等からくる土地や活動の場の確保が難しいといった課題もあります。これらの地域特性を踏まえながら「武蔵野市ならではの地域共生社会\*の実現」を基本理念におき、他分野の計画と連携しながら健康・福祉分野の施策を総合的に推進していきます。

## 武蔵野市ならではの 地域共生社会\*の実現

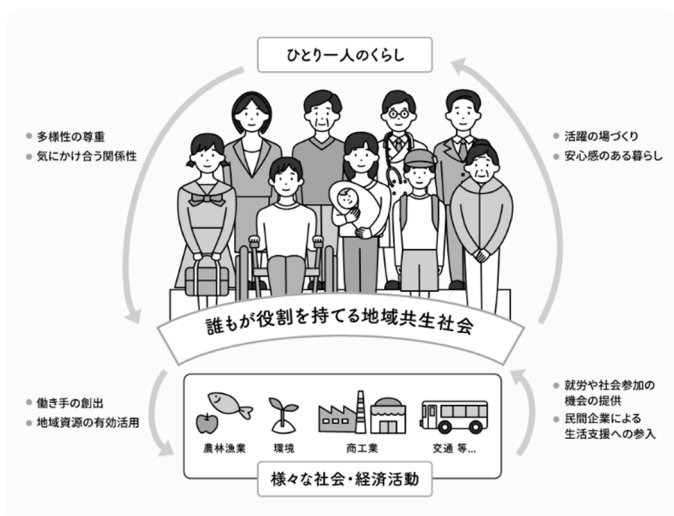
### コラム

#### ●地域共生社会\*

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現を目指した取組を進める際には、福祉分野の政策だけでなく、地方創生、まちづくり、教育など、地域の持続を高める施策との連携を意識することが重要です。

出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト



## 第2項 各個別計画の基本目標

健康福祉総合計画の基本理念の実現に向けて、各個別計画の基本目標を設定し、健康福祉施策の総合的な推進を目指します。

計画名	基本目標	基本施策
地域福祉計画	人と人がつながる互いに支え合うまち	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民の主体的な地域福祉活動の促進</li> <li>2 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助・公助の連携</li> <li>3 生活困窮者への支援</li> <li>4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進</li> <li>5 地域福祉活動の担い手の確保</li> <li>6 重層的な支援体制の推進</li> </ol>
成年後見制度利用促進基本計画	生涯を通じて 本人意思が尊重され 安心して 自分らしく暮らせるまち	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 中核機関*の運営及び連絡協議会*の機能拡充</li> <li>2 既存のネットワークを活用した権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化</li> <li>3 権利擁護支援を支える機能の充実</li> <li>4 担い手の育成及び支援</li> </ol>
再犯防止推進計画	地域で孤立することなく 誰もが受け入れられるまち	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービス等による総合的な支援</li> <li>2 就労・住居の確保等の取組を通じた自立支援</li> <li>3 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進</li> <li>4 非行の防止・学校等と連携した取組み</li> </ol>
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 いきいきと暮らしつづけられるために</li> <li>2 市民の支え合いをはぐくむために</li> <li>3 住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために</li> <li>4 介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいを持って働き続けられるために</li> <li>5 医療ニーズの高い高齢者を支えるために</li> </ol>
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	障害のあるすべての人が住み慣れた地域社会の中で生涯を通じて安心して自分らしい生活を送るために	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み</li> <li>2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化</li> <li>3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実</li> <li>4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み</li> <li>5 新しい福祉サービスの整備</li> <li>6 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり</li> </ol>
健康推進計画	誰もがいきいきと安心して暮らしつづけられるまち	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防を重視した健康診査等の推進</li> <li>2 市民の主体的な健康づくりと生活習慣改善の支援</li> <li>3 市民の生命と健康を守る環境づくりと連携の強化</li> <li>4 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進</li> </ol>
食育推進計画	食を通じていきいきと暮らすまち	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ライフステージの特性に応じた食育の推進</li> <li>2 地域と連携した食育の推進</li> <li>3 市民が地域の中で継続して食育を実践するための情報発信と環境づくり</li> </ol>
自殺総合対策計画	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域におけるネットワークの強化</li> <li>2 自殺対策を支える人材の育成</li> <li>3 相談支援事業の充実</li> <li>4 生きやすさを育み寄り添う支援</li> <li>5 市民への周知・啓発</li> </ol>
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	被保険者の生活習慣病の発症及び重症化の予防 医療費の適正化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定健康診査受診率の向上</li> <li>2 特定保健指導利用率及び実施率の向上</li> <li>3 生活習慣病重症化予防</li> <li>4 健康づくり</li> </ol>

## 第2節 重点的取組みと施策体系

### 第1項 6つの重点的取組み

第六期長期計画・調整計画の健康・福祉分野の5つの基本施策を基に、従前から継続すべき事項及び新たな課題を鑑み、6つの重点的取組み項目を設定しました。

第六期長期計画・調整計画 基本施策	第4期健康福祉総合計画 重点的取組み
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	3 安心して暮らしてつづけるための支援体制の充実
	4 重層的支援体制の整備
4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	5 福祉人材の確保と育成に向けた取組み
5 新しい福祉サービスの整備	6 新しい福祉サービスの整備



## 第2項 施策の体系

本計画の重点的取組みを推進するため、各個別計画（第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画）の施策のうち、「横断・共通する施策」を設定しました。

なお、第六期長期計画・調整計画では、全体を貫く基本的な視点として、以下の5点が挙げられており、本計画でも事業の実施に向けて、これらの視点を考慮して取組みを進めます。

- 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展
- 情報共有を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取組み
- 未来へつなぐ行政と市民の学び合い
- 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた市政運営
- 武蔵野市における自治体DX\*の推進

健康・福祉分野の施策は、一人ひとりの命を守り、年齢や障害の有無に関わらず、誰もがいきいきと安心して住み続けられるよう、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」（武蔵野市版地域包括ケアシステム\*）を着実に進めることで、本市における地域共生社会\*の実現を目的としています。なお、健康福祉に関する情報は極めて機微な個人情報であることから、あらゆる施策において、万全の情報セキュリティを確保します。

重点的取組み	横断・共通する施策	個別計画※			
		地	高	障	健
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	1-1 「健康長寿のまち武蔵野」の推進		●	●	●
	1-2 地域福祉活動の推進、団体などの活動支援の充実	●	●	●	●
	1-3 食に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援		●		●
	1-4 心のバリアフリー*の推進		●	●	
2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	2-1 地域医療の充実への取組みと連携の強化	●	●	●	●
3 安心して暮らしつづけるための支援体制の充実	3-1 在宅医療・介護連携の推進	●	●	●	●
	3-2 見守り・孤立防止	●	●	●	●
	3-3 権利擁護支援	●	●	●	
	3-4 こころの健康づくり・自殺対策の推進			●	●
	3-5 災害時における支援体制づくりの推進	●	●	●	●
4 重層的支援体制の整備	4-1 包括的相談支援体制の強化	●	●	●	●
	4-2 社会参加支援（就労支援・住居支援）	●		●	
	4-3 地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係の育成支援）	●			●
5 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	5-1 地域福祉を支える人材の発掘・確保（市民人材）	●	●	●	
	5-2 福祉人材の確保・育成		●	●	●
6 新しい福祉サービスの整備	6-1 充実した介護・福祉サービスのための施策の整備	●	●	●	●
	6-2 DX*の推進・デジタル技術の活用		●	●	●

※＜個別計画＞ ●は個別計画で対応する施策のあるもの

地：第6期地域福祉計画・第2期成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画

高：高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

障：障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

健：第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画

## 第4章 施策の展開（重点的取組みと横断・共通する施策）

### 第1節 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み（重点的取組み）

#### 第1項 「健康長寿のまち武蔵野」の推進

##### 【現状と課題】

- 高齢者は、フレイル\*（虚弱状態）と呼ばれる身体機能や認知機能の低下を経て徐々に要介護状態となる傾向があることから、フレイル\*の予防や改善に取り組み、誰もが、より長く元気で暮らすことができる社会を目指しています。【高齢】
- ご近所などの地域の支え合い、健康づくりの場に対するニーズは高く、地域住民団体等が運営主体となって介護予防、認知症予防のための活動を行う「いきいきサロン\*事業」などの通いの場のプログラムの内容や活動場所・担い手の確保について幅広い支援の必要性があります。【高齢】
- 障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域でより長く元気に暮らすためには、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことも必要です。【障害】
- 健康づくりに関するアンケート調査報告書によると、主食、主菜、副菜が揃った食事をしている人の割合は夕食で78.6%ですが、朝食では40.4%と低くなっています。朝食を「ほぼ毎日食べている」は全体で76.2%と多くなっていますが、平成28(2016)年からは4.6ポイント減少しています。【健康】
- 市や武蔵野健康づくり事業団\*では、様々な運動のプログラムを提供しています。健康づくり推進員\*（市民ボランティア）が、健康づくり支援センターと協働で地域での健康づくりを広めており、健康づくり人材バンク\*の専門職が地域で運動等の講座を実施しています。また、インターネット等で健康づくりの情報発信も行っています。【健康】

##### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
「健康長寿のまち武蔵野」の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防事業関連部署、団体による「介護予防事業連絡調整会議」にて連携しながら、介護予防の普及啓発や各種講座を開催するなど、介護予防に取り組むためのきっかけづくりや、フレイル*予防・介護予防の取組みを推進します。</li> <li>・市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、デジタル技術の活用等によりフレイル*予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを検討します。</li> <li>・健康寿命延伸のため、保健事業と介護予防の一体的実施を行います。</li> </ul>
住民主体の介護予防活動への支援の充実【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な介護予防の活動の充実を図り、参加を促進するため、地域のリハビリ専門職等の参画を得ながら高齢者の通いの場に体操その他のプログラムの講師を派遣します。</li> </ul>
健康づくりや食育支援の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方に対して、各種健診の情報提供・受診勧奨や啓発を実施し、健康づくりや健康に対する意識を高める取組みを進めます。</li> <li>・口腔ケアに課題のある方が通所している生活介護事業所や児童発達支援事業所等の施設職員に向けて、（公社）武蔵</li> </ul>

	野市歯科医師会と連携を図りながら、口腔ケアに関する相談に対応していきます。
健康な食生活の推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康な食生活を送るために必要な、自ら健康管理をする力を身に付けてもらうために妊娠期・乳幼児期からの食の正しい知識を伝える取組みを行います。</li> <li>・栄養バランスや朝食の重要性について、特に若い世代への啓発を実施します</li> </ul>
身体活動や運動を習慣づけるための支援【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化等、社会環境の変化に対応しながら、健康寿命の延伸に向けて生活習慣病予防、ロコモティブシンドロームやフレイル*（虚弱状態）の予防・改善のため、市民の主体的な健康づくりを支援するさまざまな事業を関係機関と連携して展開します。</li> </ul>

## 第2項 地域福祉活動の推進、団体などの活動支援の充実

### 【現状と課題】

- 地域活動団体の認知度向上を図るとともに、共働き世帯の増加や働き方の変化、定年延長等、社会情勢の変化に対応していけるよう、持続可能な地域福祉活動を支援していきます。

### 【地域】

- 市民社協\*では、ボランティアセンター武蔵野において、希望者に活動先の紹介やボランティア講座の紹介を行い、本人の活動ニーズと多様な参加機会のマッチングを通して社会とのつながりづくりを支援しています。【地域】
- 健康づくり推進員\*が、健康づくり支援センターと協働で地域での健康づくりを広めています。【健康】
- テンミリオンハウス\*事業は、関三倶楽部が令和4(2022)年3月末に閉所したため、関前・八幡町地域で優先的に整備に向けて検討を進めます。【高齢】
- レモンキャブ\*事業の持続可能な運営には、担い手（運行管理者、運行協力員）の確保・継続が重要であり、引き続き検討を行っていきます。【高齢】
- 障害当事者・支援者団体は、地域活動・社会参加・当事者支援を公的なサービスとは異なる形で担っており、障害のある方にとって欠かせない地域資源となっています。一方で、各団体は高齢化・ライフスタイルの多様化等による担い手不足といった課題に直面しており、持続可能な団体活動に向けた支援が必要です。【障害】
- 高齢者が自ら健康でありつづけるために、高齢者の主体的な活動や老人クラブ、シルバー人材センター\*の支援を推進する必要があります。【高齢】
- 「いきいきサロン\*事業」は、平成28(2016)年7月に8団体で活動を開始しましたが、令和4(2022)年度には23団体まで増加しています。プログラムの内容や活動場所・担い手の確保について幅広い支援の必要性があります。【高齢】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域社協（福祉の会）*をはじめとする地域福祉団体への活動支援の充実【地域】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民社協*の地域担当職員を通じて、地域社協（福祉の会）*等、地域活動団体の運営相談等に対応していきます。</li> </ul>
市民の多様な活動機会づくりの支援【地域】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び市民社協*は、地域住民と連携して、社会の中で生きがいのある充実した暮らしを送れるようなステージづくりを支援します。</li> <li>・健康づくり推進員*による健康づくり情報の発信、講座の企画などの実施、健康づくり人材バンク*に登録した保健師等の専門知識を有する人による講座の支援を行っていきます。</li> </ul>
生きがいづくりのための主体的な活動への支援【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進します。高齢者の主体的な活動支援に引き続き取り組みます。</li> </ul>
いきいきサロン*の拡充【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「近所、支え合い、健康づくり」により介護予防及び健康寿命の延伸を図るいきいきサロン*について、各丁目への設置を最終的な目標として拡充していきます。</li> <li>・いきいきサロン*の運営の担い手や活動場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。</li> <li>・サロン同士の情報共有やつながりができるような仕組みを検討します。</li> </ul>
テンミリオンハウス*事業の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の社会参加、地域の住民（団体）による運営、空き家の有効活用など、「身近で、小規模で、軽快なフットワーク」で実施するテンミリオンハウス*事業を推進するため、空白地域の事業実施場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。</li> </ul>
移送サービス（レモンキャブ*事業）の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金、運行協力謝礼、予約受付期間・時間の見直しを行い、運行協力員の確保・継続を図り、レモンキャブ*事業を継続して実施します。</li> <li>・新たな予約・運行管理や予約方法、高齢者の移動手段の総合的な情報提供の仕組みの検討を行い、運行管理者の負担軽減とサービスの向上を図ります。</li> </ul>
ボランティアの育成と活動支援の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（福）武蔵野市民社会福祉協議会*や関係団体等との連携を図りながら、ボランティア人材の育成とボランティア団体への活動支援に引き続き取り組みます。</li> </ul>

### 第3項 食に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援

#### 【現状と課題】

■「栄養」はフレイル\*予防の三つの柱の一つであり、引き続き高齢者の食に対する意識向上と栄養改善の取組みを進めていきます。【高齢】

■市内には、認定栄養ケア・ステーションが2か所開設されています。認定栄養ケア・ステーションは、管理栄養士・栄養士が所属する地域密着型の拠点であり、地域住民や医療機関、自治体等を対象に管理栄養士・栄養士を紹介し様々なサービスを提供しています。

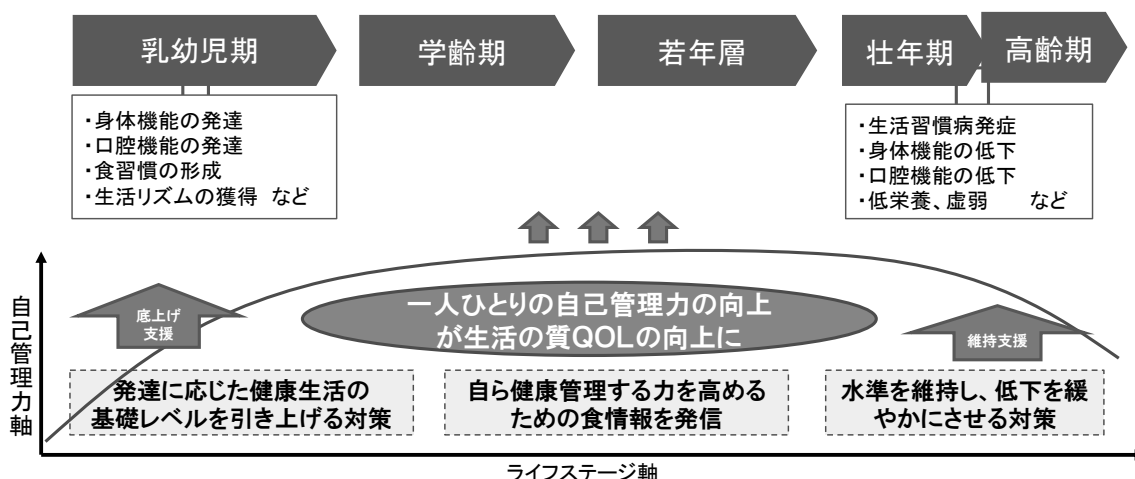
#### 【健康】

■市では総合的に食育を推進していくために、食育担当課連絡会議を定期的に行い、食を通して事業を行っている課・団体の情報共有の場としています。むさしの食育フェスタは、会議に参加している課・団体が中心となって開催しています。【健康】

#### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
食に対する意識向上と栄養改善の取組み【高齢】	・市の協力栄養士による「高齢者食事学事業」や「おいしく元気アップ教室」等の講座や配食・会食サービスを通じて、高齢者の栄養の改善とフレイル*予防、重度化防止を図ります。
ライフステージの特性に応じた食育の推進【健康】	・乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージで食に関する能力を身に付け、その力を発揮して生活を営み、生涯を通じて健康的な生活を営めるように、ライフステージの特性に応じた効果的なアプローチにより支援します。
栄養ケアを必要とする人への支援に関する連携【健康】	・高齢者、障害や疾病がある方など、在宅ケアが必要な方の個別の栄養ケアについて関係機関と協議を行います。課題の解決にあたっては、地域住民の生活の場で管理栄養士・栄養士が栄養ケアを実施提供する拠点である「認定栄養ケア・ステーション」など新たな地域資源との連携についても検討します。
多様な関係者の連携による食育の推進【健康】	・健康、福祉、教育、農政、環境、商工などの分野が連携し、国や都の動向や社会情勢、地域の特性や課題を共有し、引き続き計画的・総合的に取り組めます。

図表4-1 ライフステージの特性に応じた効果的なアプローチ イメージ図



出典：武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画より引用

## 第4項 心のバリアフリー\*の推進

### 【現状と課題】

- 本市の認知症高齢者数は年々増加傾向にあり、認知症のある人とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、認知症理解の促進と地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図るなど、心のバリアフリー\*の取組みを進めます。【高齢】
- 知的障害者数、精神障害者数も増加傾向が続いており、意思決定支援を必要とする可能性のある人の数は増加しています。【障害】
- 平成28(2016)年4月に施行された「障害者差別解消法」が改正され、今まで国や地方公共団体に義務づけられていた合理的配慮の提供について、令和6(2024)年4月から民間事業者についても義務化されます。地域共生社会\*の実現という視点からも、障害のある方に向けた配慮と対話はますます重要になってきています。【障害】
- 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支え合うという、心のバリアフリー\*についての考え方は、地域共生社会\*の理念と合わせてより重要なものとなっています。地域の全ての人々が、心のバリアフリー\*について自らのこととして考え、具体的な行動を起こせるように啓発に取り組んでいきます。【障害】

### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
認知症に関する普及・啓発の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症のある人とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、地域住民向け、事業者向けの「認知症サポーター養成講座」等を他分野との連携も図りながら実施することにより、認知症理解の促進、地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図るなど、心のバリアフリー*の取組みを進めます。</li> <li>・ 市民社協*とも連携し、小中学校を中心に認知症サポーター養成講座の出前講座を実施します。</li> <li>・ 冊子「みんなで知ろう認知症」（認知症ケアパス）を講座や研修において活用します。</li> </ul>
障害者差別解消の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の窓口等において適切な形で合理的配慮が提供されるよう市職員に対する研修及び啓発を実施するとともに、手続きの際などに生じ得る様々な障壁（バリア）を取り除くように努めます。</li> <li>・ 市内の事業者に向けて、法に対する正確な知識や合理的配慮に向けた対話事例等を周知啓発していきます。</li> <li>・ 障害のある方や家族に向けて、障害者差別解消に関する相談窓口や相談解決に関する事例を紹介することで啓発を行っていきます。</li> </ul>
心のバリアフリー*ハンドブックの活用と出前講座の充実【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心のバリアフリー*ハンドブックを活用し、市民や事業者等が様々な障害の特性についての理解を深めるように周知啓発活動を実施します。</li> </ul>

## 第2節 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

### 第1項 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

#### 【現状と課題】

- 病院の病床数については、都道府県の策定する医療計画によって保健医療圏ごとに定められています。東京都保健医療計画上の既存病床数によると、本市が属する北多摩南部二次保健医療圏については、既存病床数が基準病床数を235床上回っています。【健康】
- 吉祥寺南病院と森本病院は共同での新病院の建設を検討していましたが、昨今の急激な物価高騰に伴う建設費用の値上がり等により、現在、新病院計画は中断しています。また、森本病院については、令和6年3月31日をもって、廃止（閉院）されることとなりました。【健康】
- 市内の三次救急及び二次救急医療機関は、武蔵野赤十字病院、吉祥寺南病院、武蔵野陽和会病院です。初期救急については平成27(2015)年度から輪番により1日当たり3機関（病院1・診療所2）の診療体制を整備しています。【健康】
- 本市では、大規模災害の発生時には、五師会\*の診療所等は閉院し、緊急医療救護所の3病院に参集し、医療活動を展開する災害時医療体制となっています。毎年、災害医療連携訓練を実施しています。【健康】
- 新型コロナウイルス感染症が、令和2(2020)年2月1日に指定感染症として政令で指定され、感染拡大に対して様々な制限や自粛による感染対策が行われ、保健衛生分野の施策においても大きな影響が生じました。【健康】
- 新型コロナウイルス感染症等に対応するための感染症対策衛生用品を保管する環境が保健センターにはなく、市庁舎や他公共機関、市外の倉庫を暫定的に利用しました。感染症対策衛生用品の備蓄環境やワクチン接種を実施する環境が不十分でした。【健康】
- また、新型コロナウイルスワクチン接種については、接種方針が急遽変更する事態が繰り返されたことから、正しい情報をより分かりやすく、効果的に伝える広報のあり方の検討が必要です。【健康】
- 認知症施策の充実を求める高齢者は多く、認知症への不安を抱える高齢者や家族の相談から早期に医療機関への受診につながるよう、適時適切な支援体制の強化が必要です。【高齢】
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行う場として、医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会\*」が設置（平成27(2015)年7月）され、国の定める8つの事業への取組みを進めています。これまでの医療・介護関係者の研修でACP（人生会議）\*をテーマにした研修も実施されました。【地域】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
医療ネットワークの充実 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りながら支援し、まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの理念を踏まえ、市民が安心して医療を受けることや継続して在宅医療生活が続けることができるよう地域医療体制の整備に関する取組みを進めます。</li> <li>・現在の社会状況等の変化を注視しつつ、吉祥寺地区の病床・病院機能や災害医療機能の確保に向け、東京都や関係機関等と調整を図りながら必要な取組みを継続します。</li> <li>・救急医療体制や休日診療体制については、市医師会・市歯科医師会、市薬剤師会や各医療機関等の協力を得ながら、引き続き、初期救急、二次救急、三次救急医療機能の確保や機能分担について協議し、円滑な連携を図るとともに、市民周知していきます。</li> </ul>
災害時医療体制の充実 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時でも誰もが安心して医療を受けられるよう、市医師会等、関係機関と協議しながら災害時医療体制づくりを進めます。また、平常時からの継続的な医療連携訓練等を通して、災害時医療体制をさらに充実させます。</li> <li>・保健センター増築及び複合施設整備において、市災害時医療救護本部や災害拠点病院などを支援する災害対策施設として、防災機能の拡充を図る計画となっています。</li> </ul>
健康危機管理対策の推進 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機発生時に備え、平時から訓練等により医療関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画・BCP等について、適宜見直し更新します。</li> <li>・保健センター増築及び複合施設整備において、感染症対策衛生用品の備蓄環境やワクチン接種を実施する環境を整備する計画となっています。</li> </ul>
認知症のある人への適時適切な支援体制の強化 【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野赤十字病院認知症疾患医療センター、武蔵野市医師会、在宅介護・地域包括支援センター*による認知症初期集中支援チームを市内6か所の在宅介護・地域包括支援センター*に設置し、認知症状の自覚がない等医療につながりにくい認知症が疑われる方に対する早期対応に取り組みます。</li> <li>・在宅医療・介護連携推進協議会*の認知症連携部会において、医療・介護・福祉関係者が連携し、ニーズを的確に把握しながら、認知症のある人と家族介護者を支える体制強化に取り組みます。</li> </ul>
在宅医療・介護連携の推進【地域】【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの在宅医療・介護連携推進事業*を踏まえつつ、ライフサイクルの中で起こりうる、医療と介護の連携が特に重要とされる場面「①日常の療養支援」「②入退院支援」「③急変時の対応」「④看取り」を意識しながら、在宅医療介護連携推進協議会*と5つの部会等にて、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築をさらに進めます。</li> </ul>



### 第3節 安心して暮らしてつづけるための支援体制の充実

#### 第1項 在宅医療と介護の連携

##### 【現状と課題】

- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行う場として、医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会\*」が設置（平成 27(2015)年7月）され、国の定める8つの事業への取組みを進めています。これまでの医療・介護関係者の研修でACP（人生会議）\*をテーマにした研修も実施されました。【地域】
- 人生の最期の過ごし方についての希望は様々ですが、自分や家族の老後や介護について、考えておくことは重要であり、看取りも含めた医療と介護についての情報提供や普及啓発を行います。【高齢】
- 要介護者及び要支援者に係る医療情報を居宅介護支援事業者に提供した訪問看護事業者に対し、連携費を交付する「訪問看護と介護の連携強化事業」は、年々利用実績が増えています。【高齢】

##### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
在宅医療・介護連携の推進【地域】【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの在宅医療・介護連携推進事業*を踏まえつつ、ライフサイクルの中で起こりうる、医療と介護の連携が特に重要とされる場面「①日常の療養支援」「②入退院支援」「③急変時の対応」「④看取り」を意識しながら、在宅医療介護連携推進協議会*と5つの部会等にて、切れ目のない医療と介護の連携体制の構築をさらに進めます。</li> </ul> <b>【再掲】</b>
暮らしの場における看取りの支援【地域】【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終末期のケアや医療に関する研修を行い、看取りへの理解と対応力の向上につなげます。</li> <li>・本人や家族が「人生の最終段階も含め、自分がどのように生活をしていきたいか」がイメージできるよう、ACP（人生会議）*やエンディング支援事業*について、市民への普及・啓発を進めます。</li> </ul>
武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる高齢化に伴う在宅医療ニーズの増加に対応するため、訪問看護と介護の連携強化事業を引き続き実施し、中・重度の要介護者の在宅生活の継続を支援します。</li> </ul>

● 住み慣れた地域で暮らし続けるために今から考えてみませんか

武蔵野市医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護サービス事業者等、地域における保健・医療・介護及び福祉に関する関係者が、在宅医療と介護の連携を推進するために、武蔵野市在宅医療・介護連携推進協議会が設置されました。協議会の中では、市民自身が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養生活が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要と考え、普及啓発のひとつとして市民向けのパンフレットを作成しました。パンフレットは医療や介護などの関係機関で配布しています。



第2項 見守り・孤立防止

【現状と課題】

- 住み慣れた地域で安心して生活していくうえで、地域住民による相互の助け合いは大切であり、世代に応じた支援ニーズの把握に努めるとともに、日頃からの地域での見守りや支え合いの体制づくり、世代間交流の機会が求められています。【地域】
- 様々な世代に応じた支援のため、関係部署同士で適時会議を開催し、情報共有、連絡調整を行っています。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
見守り・孤立防止の推進 【地域】【高齢】【障害】 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が通常業務の中で、異変の発見、速やかな通報、相談窓口の周知等の取組みに加え、消費者被害・認知症・生活困窮者等の課題に対応するため「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」を開催し、安否確認の対応報告や連携体制の強化にむけた情報交換を定期的を実施します。</li> <li>・ 対象者を高齢者だけでなく、より広い世代に拡大していきます。</li> </ul>
各種ネットワークとの協働と庁内連携機関の強化 【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内には、課題やライフステージに対応して、「子育て支援ネットワーク*（要保護児童対策地域協議会）」、「保幼小中連携事業」、「若者サポート推進連絡会議」、「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」など様々なネットワークがあり、引き続き関係機関との協働体制の維持、整備に努めます。</li> <li>・ 分野横断的な課題の検討、相談のネットワーク化を進めている総合支援調整会議*においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」に向け、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。</li> </ul>

### 第3項 権利擁護\*支援

#### 【現状と課題】

- 本市においては、福祉公社\*が中心となり権利擁護\*事業、成年後見事業を実施しており、市と福祉公社\*を地域連携ネットワークの中核機関\*と位置づけています。【地域】
- 国の第二期成年後見利用促進基本計画では、成年後見制度\*の利用促進の取組みは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、権利擁護\*支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきであるとされています。【地域】
- 虐待は人権侵害であり、特に介護や支援が必要な人は深刻な被害にあいやすいため、早期発見と適切な援助が重要です。【高齢】【障害】

#### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
権利擁護*支援の促進【地域】【高齢】【障害】	・認知症・障害等、どのような状態になっても、本人の意思が尊重され、安心して生活できるよう、地域連携ネットワークを通じた権利擁護*支援を推進します。
成年後見制度*の利用促進【地域】【高齢】【障害】	・成年後見制度*については、権利擁護支援*を必要とする人の身上保護*、意思決定支援につながるよう、制度の周知・啓発及び利用支援を行います。
虐待防止の推進【高齢】【障害】	・虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャー*に対する虐待に関する研修の実施等を行います。 ・虐待による一時避難が必要な場合に備え、高齢者の安全を確保するための緊急一時保護施設を引き続き確保します。

### 第4項 こころの健康づくり・自殺防止に向けた支援

#### 【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により外出を控える方や障害福祉サービスを受けることを控える方、メンタル面の不安を訴える方等の心の健康について、引き続き取り組む必要があります。市民こころの健康支援事業の継続的な充実や、ネットワークの強化による孤立防止の取り組みを継続します。【障害】
- 精神保健福祉法の改正を踏まえ、主に自ら困りごとを相談できない人を対象とするアウトリーチ\*型の支援に関して、分野横断的な支援体制の構築することが必要です。【障害】
- 健康づくりに関するアンケート調査報告書によると、常にまたは時々ストレスを感じている人の割合は 66.7%となっており、平成 28(2016)年と大きく変わっていません。ストレスの原因は「仕事に関すること」の割合が最も多く、平成 28(2016)年から大きく増加しています。【健康】
- 全国の自殺者数は減少傾向が続いていましたが、令和 2(2020)年及び令和 4(2022)年に増加に転じており、令和 4(2022)年の自殺者数は 21,881 人となっています。市内の自殺者数は、平成 26(2014)年以降は微減傾向が続いており、令和 4(2022)年の自殺者数は 18 人となっています。【健康】

■近年、特に全国的に小中高生の自殺者数の増加傾向が続いており、令和4(2022)年には、過去最多の514人となりました。【健康】

【対応する個別計画の施策】

施策	内容
市民こころの健康相談事業の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響により増加した相談に対応するため、相談日を増やして強化した相談体制を継続します。</li> <li>・都における自殺対策強化月間にあわせ、講演会等の啓発活動を引き続き実施します。</li> <li>・精神保健に課題を抱える方等、継続的な支援が必要な方への支援体制を検討します。</li> </ul>
精神保健に関する相談体制の整備【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉総合相談窓口*や健康課との連携の下、精神保健に課題を抱える人（精神疾患の未治療者や治療を中断した人など）を適切な治療やサービスにつなげられるよう、訪問等の支援を積極的に届ける事業（アウトリーチ*事業）の実施を検討します。</li> </ul>
休養・こころの健康づくりの推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレスや悩みの要因は様々であるため、庁内の各分野の相談窓口や関係機関との連携により、総合的に支援していきます。</li> <li>・個人だけではなく企業や職場等への啓発も必要となるため、市内の事業所が利用できるメンタルヘルスに関する出前講座の案内やストレスチェックの活用方法、産業保健サービスなどの周知を図ります。</li> </ul>
子ども・若者等への寄り添う支援による自殺対策の推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の長期休業時の自殺予防強化、様々な方法による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信などの取組みを推進します。</li> <li>・東京都や特定非営利活動法人等が実施しているLINE相談やチャット相談など、若者も利用しやすいようICT*を活用した相談事業についてホームページ等で周知を図ります。</li> <li>・性自認・性的指向に関する悩みやそれに伴う家族や友人との関係、職場や学校への不安など、専門の相談員による相談が受けられるにじいろ相談を実施します。</li> </ul>

## 第5項 災害時における支援体制づくりの推進

### 【現状と課題】

- 毎年度避難行動要支援者\*の名簿を更新し、名簿登載者に対して登録した旨を通知するとともに、災害時要援護者対策事業\*への登録案内を同封し、登録を勧奨しています。【地域】
- 年1回開催している総合防災訓練にて避難行動要支援者対策訓練の機会を設け、制度の周知に努めています。また、各地域社協（福祉の会）\*で実際の災害を想定した安否確認訓練を行っているほか、支援者の制度に対する理解を深めるために説明会を開催しています。【地域】
- 個別避難計画について、優先度の高い避難行動要支援者\*の範囲、避難支援者等関係者となる者、個人情報入手・管理方法及び共有範囲、更新に関する事項など地域防災計画において定める必須事項の検討を行います。【地域・高齢・障害・健康】
- 令和3（2021）年度以降、高齢者福祉施設の新規開設が無かったため、高齢者の災害時要援護者を対象とした福祉避難所\*は合計17か所準備しています。令和5（2023）年度総合防災訓練では、桜堤地区の施設と連携し福祉避難所\*開設訓練を実施しました。【高齢】
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の要配慮者トリアージ訓練は中止となりましたが、令和4（2022）年度の総合防災訓練から再開しました。今後、具体的運用の検討を行う必要があります。【高齢】
- 障害のある方にも、慣れた環境で生活出来る在宅避難のメリットや在宅避難のために備えるべき事柄を周知するとともに、在宅避難時における様々な支援体制も周知することで、在宅避難に関する不安の軽減を図り、防災意識の向上に努めることが必要です。【障害】
- 在宅の人工呼吸器使用者は、災害時には自宅での生活が継続できるような環境整備が必要です。【障害】
- 在宅避難が継続できない場合に備え、避難所のおもいやりルームにおける支援や、福祉避難所\*における支援について、運用の研究や訓練を行っていく必要があります。【障害】

### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
安否確認及び避難支援体制づくりの推進【地域】 【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未同意の避難行動要支援者*に対して、災害時要援護者への登録を勧奨します。</li> <li>・安否確認を行う支援者の確保について、関係機関と連携し、支援者のなり手を掘り起こすための活動を推進します。</li> </ul>
福祉避難所*運営体制の検討【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市総合防災訓練等で福祉避難所*開設・運営訓練を実施し、各福祉避難所*に応じた物資、人材、移送手段の確保など運営体制の検討を行い、各福祉避難所*の運営マニュアルの作成・見直しを進めます。</li> </ul>
要配慮者トリアージの検証【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武蔵野市総合防災訓練等で要配慮者トリアージを用いた避難者振り分け訓練を継続して実施し、各福祉避難所*に応じた物資、人材、振り分け先への移送手段の確保など運用の検証を行い、さらなる周知と技術の向上を図ります。</li> </ul>
在宅避難の推進【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に自宅での生活が継続できるように、在宅避難のメリットや在宅避難のために備えるべき事柄、在宅避難時における様々な支援体制も周知啓発していきます。</li> </ul>

在宅人工呼吸器使用者等への災害時個別支援計画の作成【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時個別支援計画の作成を訪問看護事業所と連携して、順次進めていくとともに、普段から災害時における心構えと対策を行っていただくように周知します。</li> </ul>
福祉避難所*の支援物品の充実【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定を結んでいる福祉避難所*への状況把握等の実態調査を定例で実施するとともに、必要な支援物資について検討するなど、発災時のBCP等についても協議します。</li> <li>・福祉避難所*開設・運営訓練についても、計画的に実施していきます。</li> </ul>

## 第4節 重層的支援体制の整備

### 第1項 包括的相談支援体制の強化

#### 【現状と課題】

- 令和3(2021)年度に福祉総合相談窓口\*を設置し、福祉に関する相談先や解決方法がわからない困りごとや生活の不安等への対応をしてきました。相談内容に応じて市及び関係機関が連携し、全世代に対応した包括的な相談支援体制を強化してきました。【地域】
- 様々な世代に応じた支援のため、関係部署同士で適時会議を開催し、情報共有、連絡調整を行っています。【健康】
- 妊婦の困りごとや不安なことは、「出産」「育児」「体調」が平成28(2016)年から大きく増加しています(妊娠届出書)。妊娠中の不安内容としては「出産自体に関しての不安」が58.1%、「産後の育児に関する不安」が47.7%となっています。【健康】
- 市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度な個別援助技術力や地域の相談支援機関をバックアップする能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が必要になってきています。【地域】

#### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
包括的な相談支援の体制の推進【地域】【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合支援調整会議*を積極的に活用し、相談支援のネットワーク体制の強化を図ります。また、訪問事業に力を入れ、地域で安定した生活ができるように支援を行います。</li> <li>・市の相談支援体制を強化するため、社会福祉士等の資格保有を要件とする福祉専門職の採用を含めて検討します。</li> </ul>
各種ネットワークとの協働と庁内連携機関の強化【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内には、課題やライフステージに対応して、「子育て支援ネットワーク*（要保護児童対策地域協議会）」、「保幼小中連携事業」、「若者サポート推進連絡会議」、「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会*」など様々なネットワークがあり、引き続き関係機関との協働体制の維持、整備に努めます。</li> <li>・分野横断的な課題の検討、相談のネットワーク化を進めている総合支援調整会議*においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」に向け、保健・医療・福祉・教育などの他機関・多職種の職員と連携を図ることで課題解決のネットワークの強化を図ります。</li> </ul>
妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体的に実施していきます。</li> <li>・児童福祉法の改正を受け、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、相談支援等の取組みに加え、サポートプランの作成や、地域資源の開拓を担うなどさらなる支援の充実を図ります。</li> </ul>

## 第2項 社会参加支援（就労支援・住宅支援）

### 【現状と課題】

- 人と人がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける地域づくりに向けて、さまざまな参加の機会が求められています。【地域】
- ひきこもり\*など、社会につながりづらい方の参加を促進する取組みが求められています。【地域】
- 若年層等で困窮が広がるなど、新たな支援対象者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の増加への対応が求められています。【地域】

### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
市民の多様な活動機会づくりの支援【地域】	・市及び市民社協*は、地域住民と連携して、社会の中で生きがいのある充実した暮らしを送れるようなステージづくりの支援を行っていきます
ひきこもり*当事者・家族への支援の充実【地域】	・各種相談窓口や支援機関等の周知、相談受付フォーム等の活用・充実、ひきこもり*に関する周知・啓発を進めます。また、近隣自治体と広域連携での事業をおこないます。
多様な形での就労支援の実施【地域】【障害】	・心身の病気や、長期間のひきこもり*等、就労に課題を持つ方々が、配慮された職場環境での就労に繋がり、継続して働くことができるよう支援体制を整備します。

## 第3項 地域づくりに向けた支援（住民同士の顔の見える関係の育成支援）

### 【現状と課題】

- 世代や属性を超えた交流の場や、居場所づくりを進めることが求められています。【地域】
- 健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉など様々な分野で、通いの場を充実させてきました。【健康】

### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域づくりに向けた事業の拡充【地域】【健康】	・属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、住民同士の顔の見える関係性の育成支援を行います。
地域での通いの場の充実、活動への支援【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市では、健康づくり、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉などの様々な分野で、市民が主体となる地域活動や通いの場を積極的に充実させます。</li> <li>・生きやすさを育み寄り添う支援を行うには地域とのつながりが大きな意味を持つことから、今後も市民の主体的な活動による支え合いを支援します。</li> </ul>



●重層的支援体制整備事業\*

令和2年6月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要です。

出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト



## 第5節 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

### 第1項 地域福祉を支える人材

#### 【現状と課題】

- 市民社協\*と連携し、地域の互助・共助を担う、地域社協（福祉の会）\*の活動内容の充実や活動内容を伝える広報の充実を図っています。【地域】
- シニア支え合いポイント制度\*や災害時要援護者対策事業\*等、地域福祉活動のきっかけとなるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っています。【地域】
- 地域福祉活動を支える担い手の確保に向けて、興味を持てるように活動内容を伝える機会を提供することで、以前活動したことがある人など潜在的な地域福祉活動の担い手層へのアプローチ等が求められています。【地域】
- 平成29(2017)年度より生活支援コーディネーター\*を全在宅介護・地域包括支援センター\*に配置し、高齢者の生活支援の充実を図っています。【高齢】
- 障害当事者や支援者団体は、様々な形での活動をとおして、障害のある方の地域活動支援、社会参加支援、当事者支援という大きな役割を担っています。一方で、各支援者団体は活動している人の高齢化や担い手不足といった課題に直面しています。地域で活動される人にかかる負担の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていきます。【障害】

#### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域福祉活動を支える人材の発掘・確保【地域】 【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民社協*と連携し、地域社協（福祉の会）*の広報の充実を図るとともに、性別・年齢を問わず様々な世代や立場の市民が地域福祉活動へ参加できるよう、社会状況の変化に応じた活動を続けていきます。</li> <li>・地域福祉活動の導入となるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘を図っていきます。</li> </ul>
地域の自主的な取組みの支援【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各在宅介護・地域包括支援センター*に配置した生活支援コーディネーター*を中心に、いきいきサロン*をはじめとした地域住民が自主的に運営する多様な通いの場の立ち上げや運営等を支援します。</li> </ul>
地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で福祉活動を担う人材を増やすためにも、障害福祉分野におけるボランティア育成事業を継続して行っていくとともに、育成事業の更なる周知を図り、育成事業を修了した人たちへの団体活動への参加を促す支援や支援者団体への活動支援、育成する側の人材の確保についての研究を行います。</li> <li>・地域で活動している他分野の団体に向けても、障害に対する理解を促進していくような仕組みを検討します。</li> <li>・必要な人材の年齢層や職種に応じた適切な広報を行うとともに、地域と連携して新たな担い手を発掘することで、人材の確保に努めます。</li> </ul>

## 第2項 福祉サービスを担う人材

### 【現状と課題】

- 平成 30 (2018)年 12 月に地域包括ケア人材育成センター\*を開設し、人材養成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上に向けた取組みを推進しています。【高齢】【障害】
- 「武蔵野市認定ヘルパー制度\*」は、まちぐるみの支え合いの推進、軽度者に対するサービスの人材確保、支援の質を同時に実現する仕組みとして創設されましたが、認定を受けてもサービス提供につながらない方が多くなっています。【高齢】
- 介護人材の発掘、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として実施した「介護職・看護職R eスタート支援金\*事業」の対象を拡大して継続し、人材の発掘・確保に取り組むとともに、市内で働く介護職の定着支援を行っています。【高齢】
- 庁内相談窓口の職員や市の関係機関職員等を対象として、自殺に関する知識、精神疾患のある方及び自殺念慮のある方への具体的な傾聴方法等について、ゲートキーパー研修（こころといのちの基礎研修）を実施してきました。【健康】
- 市民こころの健康支援事業の一環として、市民向けに、メンタルヘルスについてのテーマ講座や出前講座を行い、人材育成を行っています。【健康】
- 子育てと介護や、複数人の介護をするダブルケア、トリプルケアなど支援ニーズが複雑化・多様化しています。【高齢】

### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
地域包括ケア人材育成センター*による、総合的な人材確保・育成事業の実施【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材養成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支援等について、一体的な実施を継続します。</li> <li>・オンライン研修など介護従事者がアプローチしやすい事業実施を検討するほか、介護の仕事に関する啓発事業についても継続して実施します。</li> </ul>
武蔵野市認定ヘルパー制度*の推進【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定ヘルパーの養成を継続的に行うことでまちぐるみの支え合いの推進を図るとともに、介護人材の不足への対応を図るため、活用方法を再検討します。</li> </ul>
介護職・看護職R eスタート支援金*事業の実施【高齢】【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材の発掘、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として継続して実施します。</li> <li>・さらなる人材発掘や資格を生かした活躍ができるよう必要な支援を行います。</li> </ul>
ケアリンピック武蔵野*の開催【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護と看護に従事する方々が誇りとやりがいを持って働きつづけられるよう、先進的な取組み事例発表やポスターセッション（パネル展示）、介護サービス紹介等を引き続き行います。テンミリオンハウス*やいきいきサロン*などの地域の支え合いの活動をしている方々も参加し、介護・看護の専門職だけでなく、地域住民参加による文字どおりの「まちぐるみの支え合い」を推進します。</li> </ul>

<p>武蔵野市の介護保険に貢献した永年従事者表彰制度【高齢】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・永年介護現場で本市の市民生活を支え続けた介護・看護職員に対し、市長が永年従事者表彰を行います。</li> </ul>
<p>「気づき」を促す研修の拡大と専門的人材の育成【健康】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員*、健康づくり推進員*等を対象とするゲートキーパー研修（こころといのちの基礎研修）において、引き続き研修の案内をするとともに、研修テーマの内容及び対象者の拡充を図ります。</li> <li>・啓発を目的として行っている「市民こころの健康支援事業（テーマ講座）」について、「気づき」のための人材育成の場としても実施するなど、市民への人材育成を行っていきます。</li> </ul>
<p>ダブルケア・トリプルケア等への支援や介護離職防止のための取組み【高齢】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児の担い手及びヤングケアラー*を支えるため、関係各課等との連携を図ります。</li> <li>・介護者の年代や、子育てと介護、複数人の介護などケアを必要とする対象者の違いによるニーズを把握し、支援を進めていきます。</li> <li>・就労している家族が参加しやすい曜日・時間帯での認知症や介護に関する講座を開催します。</li> </ul>

## コラム

### ●武蔵野市地域包括ケア人材育成センター\*

平成30年12月1日に開設した、介護・福祉人材の養成、質の向上、相談受付、情報提供、事業者・団体支援まで一体的に行う機関です。市が福祉公社\*へ運営を委託しています。

あなただけの手を市民の支えに

#### 武蔵野市地域包括ケア人材育成センター

私たちの取組み

“制度で括らない”

障害者福祉・高齢者福祉サービス全てを対象として考える介護・福祉人材の一体的支援

#### 研修事業

オンラインを活用した研修  
地域の福祉職、社会資源を活用した独自の研修内容

#### 人材養成事業

- ・介護職員初任者研修\*  
↳ 初任者研修フォローアップミーティング
- ・武蔵野市認定ヘルパー養成研修  
↳ 認定ヘルパーフォローアップ研修

- ・養成のみならず、継続的なフォローアップも含めた取組み。
- ・講師については、地域の福祉職へ積極的に声かけ・依頼し、まちぐるみの育成を意図。
- ・受講生に対する一時保育についての助成あり

\*受講料返還制度あり(武蔵野市福祉公社老後福祉基金より)

#### 人材育成事業

- ・技術研修
- ・認知症支援研修
- ・喀痰吸引等研修\*(3号研修/特定の者対象)  
↳ 喀痰吸引等研修フォローアップミーティング

\*センター独自の受講動員制度あり

#### 介護人材定着事業

- ・若者介護職の支援  
若手介護職交流会「プロジェクト若ば」
- ・地域の介護・福祉職の繋がり支援  
市内事業者連絡会アドバイザー  
福祉職交流の機会提供
- ・介護職の悩みごと相談  
センター職員による相談援助  
弁護士相談(業務提携)

#### 事業者・団体支援事業

- ・管理者/経営者向け研修
- ・事業所求人案内、情報共有
- ・関係機関との連携

#### 地域人材の掘り起こし事業

- ・web/各種広報媒体による情報発信
- ・介護・福祉事業所一覧冊子制作/配布
- ・就労相談、個別面談
- ・潜在的有資格者復帰支援



令和6(2024)年度以降の事業イメージ図

## 第6節 新しい福祉サービスの整備

### 第1項 充実した介護・福祉サービスのための施策の整備

#### 【現状と課題】

- 市民社協\*等財政援助出資団体\*との連携強化に向けて、市民社協\*が策定した第4次地域福祉活動計画（令和元(2019)年度～令和6(2024)年度）との施策・事業間の連携を図っています。【地域】
- 複雑化・複合化する市民の福祉ニーズに対応する地域共生社会\*推進の拠点の一つとして、福祉公社\*及び市民社協\*に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体の新社屋建設を支援します。【地域・高齢】
- 今後さらに高まる医療ニーズ及び認知症高齢者数の増に対応するため、大規模な土地の確保が困難な本市の地域特性にあった小規模・多機能なサービス及び施設の整備を進めていく必要があります。【高齢】
- 開設から30年以上が経過する高齢者総合センターは、工事期間中も事業の継続をしながら施設の長寿命化のための大規模改修を実施します。【高齢】
- 昭和55(1980)年に開設した武蔵野市障害者福祉センターについては、「武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会」による検討を経て、改築事業を進めています。利用登録団体、利用者、事業者、近隣住民等の意見を踏まえ策定された基本計画に基づき着実に改築事業を実施します。【障害】

#### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
財政援助出資団体*との連携【地域】【高齢】【障害】【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民社協*が策定する地域福祉活動計画と施策・事業間の連携を図ります。</li> <li>・福祉公社*と市民社協*については、それぞれの特性を生かした事業連携を推進・強化するとともに、両団体の統合については、その方向性を決定した当時と比較して団体を取り巻く状況が変化していることから、改めて検討します。</li> <li>・福祉公社*及び市民社協*に期待される機能と役割を実現する観点から、両団体の新社屋建設を支援します。</li> <li>・各団体の自立性を尊重しながら、地域の課題解決にとって有効な組織や連携のあり方を調整します。</li> </ul>
市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護*の整備【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中重度の要介護者が在宅生活を継続するために看護小規模多機能型居宅介護*（登録定員29名）の整備を推進します。地価の高さや市域の狭さ等の課題へ対応するため、吉祥寺南町三丁目市有地を活用し、市独自のインフラ要綱に基づき土地貸付料の減額を行い、整備を促進します。</li> </ul>
小規模多機能型居宅介護*の整備【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者が在宅生活を継続するために小規模多機能型居宅介護*（登録定員29名）の整備を推進します。</li> </ul>
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者の増加、市内の認知症高齢者グループホームの入居者数の現状等を考慮し、認知症高齢者グループホーム（3ユニット27名）を整備します。</li> </ul>
高齢者総合センターの大規模改修【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者総合センターは、開設から約30年が経過し、建物及び付属設備の経年劣化が進んでいることから、施設の長寿</li> </ul>

	<p>命化のための大規模改修を実施します。工事期間中は仮設施設を設置して事業を継続します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修期間中に休止する社会活動センター事業について、さらなる健康増進や社会参加のきっかけとなるように事業内容の検討を行います。</li> </ul>
時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>『武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画』に示されている基本理念や基本方針をもとに、障害のある方の地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点としての整備を進めます。</li> </ul>

## 第2項 DX\*の推進・デジタル技術の活用

### 【現状と課題】

- デジタル技術の活用等によるフレイル予防事業の推進、在宅医療と介護連携の強化における連携面でのICT\*の活用促進等に取り組んでいます。【高齢】
- 障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に基づき、今までも実施してきた情報保障の充実に向けて、市全体で取り組んでいく事が求められています。【障害】
- 医療分野においても、DX\*を通じたサービスの効率化、質の向上を実現することにより、国民の保健医療の向上を図るとともに、最適な医療を実現するための基盤整備を推進するため、国において「医療DX推進本部」が設置され、議論が進められています。【健康】

### 【対応する個別計画の施策】

施策	内容
「健康長寿のまち武蔵野の推進」【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、デジタル技術の活用等によりフレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを検討します。</li> </ul>
在宅医療と介護連携の強化【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療と介護連携にあたっては、武蔵野市医師会が導入しているICT*の活用を促進することで、効率的かつ正確な情報共有を行い、在宅で療養する市民の生活の質の向上につなげます。</li> </ul>
介護事業所現場の業務の効率化の取組み【高齢】	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護事業所のICT*の活用の推進等による業務効率化への取組みの情報提供を行います。</li> </ul>
情報保障の充実【障害】	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある方が必要な行政情報を円滑かつ正確に入手できるように、市報、つながりによる情報の提供に引き続き取り組めます。また、誰にとっても、ホームページやSNS(LINE等)から市の施策、事業、イベントなどの市政情報が受け取りやすく、わかりやすくなることを目指して、市のホームページ等のウェブアクセシビリティの向上に努めます。</li> </ul>
医療機関の連携体制の維持・推進【健康】	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が検討を進めている医療DX*の動向を注視しつつ、オンライン診療や情報伝達のデジタル化等、医療DX*の推進について必要な支援をするとともに、保健・医療情報(介護含む)の活用を検討します。</li> </ul>

【参考】第六期長期計画・調整計画の施策体系図

基本施策	施策	事業	担当課	
1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み	(1)「健康長寿のまち武蔵野」の推進	市民がいつまでも健康で暮らし続けられるための取組み	高齢者支援課・地域支援課・健康課・保険年金課	
		「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援	健康課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進	高齢者支援課	
	(2)武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進	市民が主体となる地域活動の推進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		シニア支え合いポイント制度の推進	地域支援課	
	(3)地域共生社会の実現に向けた取組み	障害者差別解消、心のバリアフリー事業の推進	障害者福祉課・地域支援課・高齢者支援課	
		重層的な支援体制の整備	地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
	2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化	(1)生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化	地域医療体制の確保・整備と災害時医療体制の強化	健康課・まちづくり推進課
			保健センター増築・複合施設の整備	健康課
(2)在宅生活を支える医療・介護の連携		医療・介護ニーズに対応するための在宅医療・介護連携推進事業の推進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
		(3)健康危機管理対策の強化	市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生予防と拡大防止	健康課
3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実		(1)包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化	包括的な相談支援体制とネットワークの強化	生活福祉課・地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課
			エンディング(終活)支援事業の推進	高齢者支援課
	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討		高齢者支援課・子ども子育て支援課	
	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進		健康課	
	(2)認知症のある人とその家族を支える取組み	認知症のある人とその家族を支える取組み	高齢者支援課	
	(3)生活困窮者の自立支援	生活困窮者の自立支援と「つながる」仕組みづくりの推進	生活福祉課	
	(4)障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み	社会参加を促進するための障害の特性に応じた取組みの充実	障害者福祉課	
		(5)権利擁護と成年後見制度の利用促進	権利擁護と成年後見制度の利用促進	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
	虐待防止対策の推進		障害者福祉課・高齢者支援課	
	(6)見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進	地域における見守りや孤立防止のための取組み	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課	
		こころの健康づくりと総合的な自殺対策の取組み	健康課・障害者福祉課	
	(7)災害時に支え合える体制づくりの推進	災害時に配慮を必要とする市民への支援	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
	4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み	(1)地域を支える福祉活動を担う人材の拡大	地域を支える福祉人材の発掘と育成	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
(2)誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上			高齢者や障害者本人とその家族を支える人材の確保・育成	地域支援課・高齢者支援課・障害者福祉課
		介護分野等における外国人材の育成支援	高齢者支援課	
(3)福祉専門職の活用による相談支援体制の強化		福祉専門職の採用・育成	人事課・生活福祉課	
5 新しい福祉サービスの整備	(1)地域共生社会に対応するサービス・施設の整備	新たなニーズに対応する施設整備の推進	高齢者支援課・障害者福祉課	
		制度の安定性と充実すべき施策を実現するためのサービス再編の検討	地域支援課・生活福祉課・高齢者支援課・障害者福祉課・健康課	
		(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の事業連携の推進	地域支援課・高齢者支援課	

# 第5章 健康・福祉分野 類型別施設整備計画

## 第1節 計画の概要

### 第1項 背景・目的

武蔵野市では、これまで公共施設の三層構造（全市、駅勢圏、コミュニティ）の考え方をもとに、計画的に公共施設を整備してきました。今後も健全な財政を維持しながら、公共施設を時代のニーズに合わせて再整備し、魅力あるまちづくりを目指すため、市の最上位計画である長期計画の財政予測を見据えながら公共施設等を総合的に管理するための計画として、平成 29(2017)年に武蔵野市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

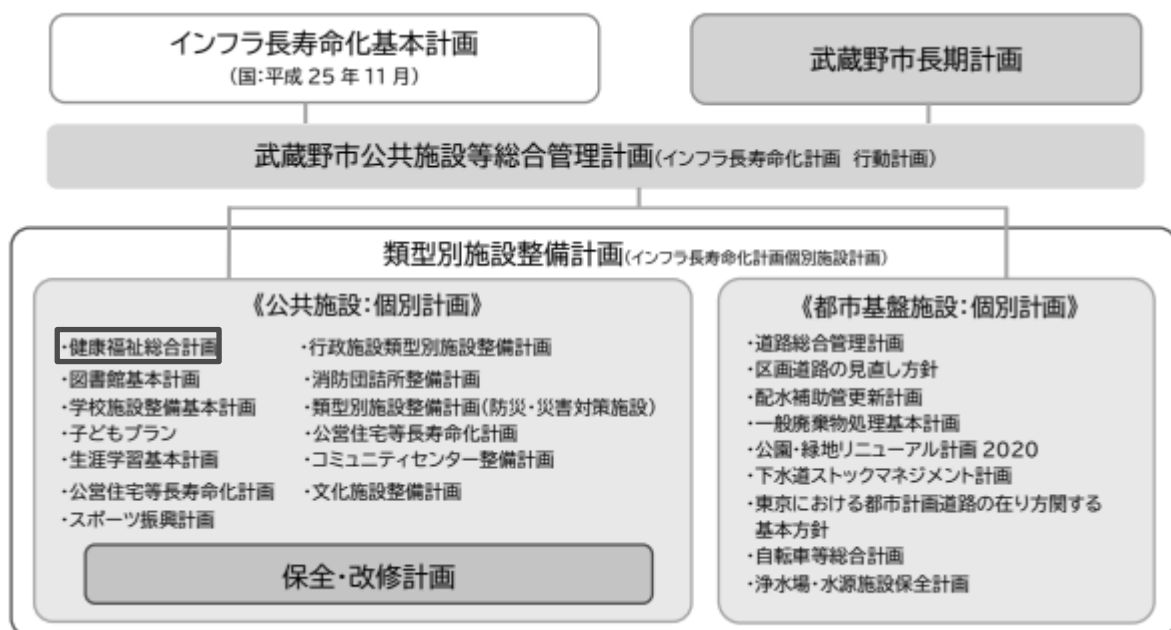
総合管理計画では、すべての公共施設等についての基本的な方針を示すとともに、当該計画に基づく各類型別の施設ごとの整備計画（類型別施設整備計画）を策定、改訂していくものとしています。また、類型別施設整備計画には、個別施設ごとの劣化状況や改修履歴を踏まえた整備の優先度や対策内容と対策時期、対策費用等を記載するものとされています。

本章は、当該類型別施設整備計画に該当するものとして、第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画（令和4年3月策定）で定める、基本方針、取組方針、類型別方針、目標及び行動計画及び第4期健康福祉総合計画で示す施策を踏まえ、これを安定的に進めるための今後の健康・福祉施設の整備方針や年次計画を示すことを目的としています。

### 第2項 計画の位置付け

第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画における、健康・福祉分野の施設に関する類型別施設整備計画です。

図表5-1 公共施設等総合管理計画の位置付け





### 第3項 計画期間

第4期健康福祉総合計画の計画期間である令和6(2024)～11(2029)年度とします。

### 第4項 対象施設

分類	名称	住所	延べ面積(m <sup>2</sup> )
高齢	シルバー人材センター 分館(健康福祉部分館)	吉祥寺北町1丁目27番11号	50.74
	北町高齢者センター	吉祥寺北町4丁目1番16号	884.07
	高齢者総合センター	緑町2丁目4番1号	3245.82
	吉祥寺ナーシングホーム	吉祥寺北町2丁目9番2号	2277.94 (8145.07)
	桜堤ケアハウス	桜堤1丁目9番9号	1649.83 (2886.83)
	吉祥寺本町在宅介護・ 地域包括支援センター	吉祥寺本町4丁目20番13号	275.11
	川路さんち	西久保1丁目34番2号	81.36
	月見路	吉祥寺北町1丁目11番7号 (1階)	100.58
	そーらの家	吉祥寺南町5丁目6番16号	159.31
	ふらっと・きたまち	吉祥寺北町5丁目7番9号	168.92
障害	桜はうす・今泉	桜堤1丁目5番1号	42.22
	障害者福祉センター	八幡町4丁目28番13号	1612.98
	放課後等デイサービス 施設(パレット)	桜堤1丁目9番9号	203.00 (2886.83)
	児童発達支援センター みどりのこども館	緑町2丁目6番8号 武蔵野緑町 2丁目第3ア <sup>1</sup> ト8号棟1階	662.83 (5682.24)
健康・ 医療	保健センター	吉祥寺北町4丁目8番10号	4472.37
	武蔵野赤十字病院感染症 病棟	境南町1丁目26番1号	871.26 (3378.55)
計			16758.33

## 第2節 施設別概要と整備計画

本節では、施設ごと概要や方針を示すとともに、整備や更新に向けて現状と課題、劣化状況を示し、整備計画を示します。

劣化状況については、令和4(2022)年1月に策定した武蔵野市公共施設保全改修計画（以下「保全改修計画」という。）に基づき、施設課で実施している劣化調査により、保全部位ごとに劣化度を評価し点数化された評価点を示すこととしました。点数化された保全部位は、施設課により劣化度合の高い順に修繕の優先順位がつけられ、次年度に修繕する保全部位の一覧表が作成され、工事の妥当性が判断され予算化されています。本計画では、保全改修計画により劣化保全工事を行うことで、施設の長寿命化を図ることを前提としながらも、施設のあり方や更新の方針なども踏まえた整備計画を示すこととします。

なお、劣化状況の評価方法は、保全改修計画により保全部位（不具合による影響が甚大で予防保全とする必要がある建築部位や設備機器類）ごとに、下記に示す6つの評価基準を用いて得た点数（評価点）で評価することとされています。

### ①危険度率

A	不具合発生による人身事故の可能性が大きいもの
B	不具合発生による人身事故の可能性のあるもの
C	不具合発生による人身事故の可能性はあるが被害が小さいもの
D	不具合発生があっても人身の安全に影響がないもの

### ②重要度率

A	不具合発生により、施設全体が機能できないもの
B	不具合発生により、施設の一部しか機能できないもの
C	不具合発生により、一部機能不全に陥るもの
D	不具合発生しても、施設の機能に影響がないもの

### ③用途影響度率

A	不具合により行政としての機能が停止してしまう施設
B	不具合により多額な債務が発生する可能性が高い施設
C	A、B以外の施設

### ④事故歴

A	致命的な事故歴（故障歴）があるもの
B	致命的ではないが事故歴（故障歴）があるもの
C	事故歴（故障歴）がないもの

### ⑤修繕周期超過

修繕終期の超過年数に応じて点数を加算します。

### ⑥劣化度

施設課が行っている劣化調査により算出した点数を計上します。

### 《劣化度評価》

本計画では、保全部位ごとの評価結果を、劣化度の高い順にA～Dで示すこととします。

A	劣化度が高く優先的に修繕が必要な保全部位
B	劣化度が高く修繕が必要な保全部位
C	劣化が進んでおり定期的に劣化状況の把握を行っていく保全部位
D	劣化度は比較的安く今後も定期的な劣化度調査を行う保全部位

なお、高齢者総合センター、障害者福祉センター、保健センターの3つの施設については、各々築30年から40年程度が経過し、施設の長寿命化に向けて大規模改修工事を実施していく時期を迎えていましたが、施設の特性上、業務を継続させることが前提となることから、利用者への影響を最小限に留めた工事計画の立案が必要となっていました。


大規模改修工事の対象範囲や、当該3施設の工事優先度を検討するため、令和2(2020)年度に当該3施設の劣化状況調査を行い、必要となる改修対象の整理を行った上で、第2期公共施設等総合管理計画の類型別方針に改修の方向性等が示されましたので、当該3施設の劣化状況については、上記の評価とは別に、下記評価規準に基づき、令和2(2020)年度に実施した劣化状況調査の評価結果を記載します。


《高齢者総合センター、障害者福祉センター、保健センターにおける評価規準》



各部位・項目ごとに下記5段階で評価したうえで、工事の優先度が高い順にA～Dの4段階で評価します。

評価	コメント	優先度	コメント
1	かなり劣化が進行し、大至急工事が必要	A	早急な改修が必要（3年程度以内）
2	劣化が進行し、修繕・補修工事が必要	B	大規模修繕内での工事が必要（5年程度以内）
3	劣化が多少認められ、修繕工事の検討を要する	C	大規模修繕内での実施検討が必要（7年程度以内）
4	劣化が多少認められる	D	早急な工事の必要はなく大規模修繕後の改修でよい（10年程度以内）
5	劣化がほとんど見られない	*劣化状況のほか、合理性・耐用性を踏まえた優先度設定とする。期間は目安。	

第1項 高齢者福祉施設

施設名称	建設年度	延床面積 (㎡)	構造
シルバー人材センター分館（健康福祉部分館）  吉祥寺北町1丁目27番11号	昭和23(1948)	50.74	木造1階
<b>【施設概要】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センター*の分館として、令和3年10月より使用を開始した。</li> <li>・広報誌等の仕分け、梱包等の作業スペース及び作業用具等の保管スペース等で使用している。</li> </ul> <b>【施設方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化に対し、可能な限り修繕等で対応していくこととするが、施設の安全等の確保が困難になれば、他所への移転なども検討し、機能を維持していく。</li> </ul> <b>【現状と課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16(2004)年度に耐震改修工事等を実施しているが、一定期間経過している。</li> <li>・施設課による劣化調査が未実施であり、築75年が経過しているため、今後調査対象とし、施設をどの様に維持管理していくかの検討が必要である。</li> </ul>			

	<p>【劣化状況】 (R 4. 1 調査実施済)</p> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>劣化保全工事を行いながら、適切に維持管理する。</li> <li>躯体の健全度調査を行い、施設の最終目標耐用年数を検討する。</li> </ul>																																								
<p>北町高齢者センター</p>  <p>吉祥寺北町4丁目1番16号</p>	<p>昭和 62(1987)</p>	<p>884. 07</p>	<p>鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、 地上2階地下1階</p>																																						
<p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>故山崎医師ご夫妻から市が寄贈を受けた土地を活用して、昭和 62(1987)年 10 月に全国初の単独デイサービスセンターとして開設した後、隣接する建物についても遺贈を受け、平成 29(2017)年 10 月より子育てひろばを新たに開設した。</li> <li>実施事業：デイサービスセンター、子育てひろば</li> </ul> <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てひろば設置により、多世代が集い交流できる施設として期待が高まっており、子どもから高齢者まで地域全体のニーズを把握した事業展開が求められている。関係機関と連携を密にとりながら、複合型・多機能型施設として適切に管理運営を進め、施設全体の長寿命化を図っていく。</li> </ul> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>築 36 年が経過し、設備に様々な経年劣化が見られるため、改修修繕については旧山崎邸部分を含め一体的に計画し実施する必要がある。</li> <li>小規模サービスハウス事業の終了に伴い、同エリアの新たな活用に対応する改修が必要である。</li> </ul> <p>【劣化状況】</p> <p>保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点 《建築》R 4年5月調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 1406 1391 1541"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>西棟</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>B</td> <td>D</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>増築棟</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外壁及び屋根防水等については、令和5年度に保全工事を実施した。</p> <p>《設備》R 4年5月調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 1691 1391 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本棟</td> <td>C (その他配管)</td> <td>C (小型空調機)</td> <td>C (遮断機)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C (飲料用水槽)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全改修計画に基づき、令和9(2027)年度に大規模改修工事を行い、施設の長寿命化を図る。あわせて、小規模サービスハウスエリアの必要な改修を行う。</li> <li>令和 19(2037)年度に躯体の健全度調査を実施し、施設の最終目標耐用年数を設定する。</li> </ul>					外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	C	C	D	C	西棟	D	C	B	D	D	増築棟	D	C	D	D	C		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	C (その他配管)	C (小型空調機)	C (遮断機)	—	C (飲料用水槽)	—	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																																				
本棟	D	C	C	D	C																																				
西棟	D	C	B	D	D																																				
増築棟	D	C	D	D	C																																				
	給排水・衛生	空調	電気	防災																																					
本棟	C (その他配管)	C (小型空調機)	C (遮断機)	—																																					
	C (飲料用水槽)	—	—	—																																					

<p>高齢者総合センター</p>  <p>緑町2丁目4番1号</p>	<p>平成5(1993)</p>	<p>3,245.82</p>	<p>鉄筋コンクリート造、 地上5階地下1階</p>														
<p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業ごとに4つのセンター機能がある。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会活動センター</li> <li>2. デイサービスセンター</li> <li>3. 在宅介護・地域包括支援センター*</li> <li>4. 住宅改修・福祉用具相談支援センター</li> </ol> </li> </ul> <p><b>【施設方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における中核的な相談支援機関として市民やケアマネジャー*などの専門職に対する支援を行っているとともに、高齢者に対する対人援助サービスを直接的に提供している。今後も安定的なセンター運営に向けて、長期的なマネジメントのもとに適切な施設管理を行いながら事業を実施していく必要がある。</li> </ul> <p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>築30年が経過し建物の経年劣化と共に、使用上の機能劣化も進んでおり、設備更新も含めた大規模修繕を要する状況にある。</li> </ul> <p><b>【劣化状況】</b></p> <p>建物全体で経年相当の劣化が進行している。 ※令和2(2020)年度に実施した劣化度調査の結果、早期改修の検討が必要な項目を抜粋して記載している。</p> <table border="1" data-bbox="643 1137 1329 1368"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>部位</th> <th>優先度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築</td> <td rowspan="2">防水</td> <td>屋上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>屋外通路</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>電気</td> <td>インフォメーションボックス</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全改修計画に基づき、令和6(2024)～令和7(2025)年度に大規模改修工事を行い、施設の長寿命化を図る。</li> <li>大規模改修工事時にも事業継続を図る必要があるため、旧中町自転車保管所に仮設建築物を設置して工事を行う。</li> <li>令和25(2043)年度に躯体の健全度調査を実施し、改めて施設の最終目標耐用年数を設定する。</li> </ul>					項目	部位	優先度	建築	防水	屋上	B	屋外通路	B	設備	電気	インフォメーションボックス	A
	項目	部位	優先度														
建築	防水	屋上	B														
		屋外通路	B														
設備	電気	インフォメーションボックス	A														
<p>吉祥寺ナーシングホーム</p> 	<p>平成6(1994)</p>	<p>2,277.94 (8,145.07)</p>	<p>鉄筋コンクリート造、 地上2階地下1階</p>														
<p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が開設した養護老人ホーム「吉祥寺老人ホーム」との合築施設で、特別養護老人ホーム「吉祥寺ナーシングホーム」(定員50名)、短期入所生活介護(ショートステイ)、通所介護(デイサービス)、居宅介護支援事業所と在宅介護・地域包括支援センター*が併設されている。</li> <li>合築施設であるため、吉祥寺老人ホームを含めた施設全体</li> </ul>																	

吉祥寺北町2丁目9番2号

の建物区分所有比率は、東京都が約72%、武蔵野市が約28%となっている。

**【施設方針】**

- ・当初より地域開放型の施設として地域の利便性、セーフティネットの役割を担い、地域に根ざした施設運営を行っている。今後も東京都、運営団体、武蔵野市の三者が連携し、適切に施設管理を行い長寿命化を図っていく。

**【現状と課題】**

- ・施設全体に関わる大規模修繕工事や保全工事については、東京都の意向によるところが大きく、引き続き緊密な連携を取っていく必要がある。
- ・築29年が経過し、設備関係を含めて建物の経年劣化が進んでいる状況にある。
- ・施設全体の延床面積が8,000㎡を超える大規模施設であり、今後の維持修繕費も高額となることが想定される。

**【劣化状況】**

保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点

《建築》H23年11月調査実施

	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー
本棟	D	D	C	D	D

《設備》R4年7月調査実施 \*D評価は省略とする

	給排水・衛生	空調	電気	防災
本棟	C (水中モーターポンプ)	—	C (直流電源装置)	—
	C (プール設備)		C (遮断機)	

**【整備計画】**

- ・東京都策定の基本計画に沿って大規模改修工事を実施し、施設の長寿命化を図っていく。

桜堤ケアハウス



桜堤1丁目9番9号

平成8(1996)	1,649.83 (2,886.83)	鉄筋コンクリート造、 地上4階
-----------	------------------------	--------------------

**【施設概要】**


- ・(公財)信陽舎が、法人所有の学生寮の老朽化に伴う建替えにあたり、活用方法を研究した結果、高齢者と学生がひとつ屋根の下で生活し交流するという全国初の施設であり、市内唯一の軽費老人ホーム(ケアハウス)  
事業：軽費老人ホーム、在宅介護支援センター、放課後等デイサービス、療育相談



**【施設方針】**

- ・市内唯一の軽費老人ホーム(ケアハウス)として、今後も地域の見守りが必要な高齢者を支える役割を担うことが期待されている。合築施設であるため(公財)信陽舎と連携を図りつつ、適切な施設管理を行い、安定的な運営を行っていく。


**【現状と課題】**


- ・令和8(2026)年度に築30年を迎え、保全部位や設備に劣化

	<p>が見られるため、今後施設の長寿命化に向けた大規模改修工事の実施が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物は区分所有であるため、大規模改修工事に向け、他の所有者・指定管理者と課題を整理し、実施内容や工事実施時期、費用負担等について調整を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>【劣化状況】</b>          保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点          《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 495 1385 562"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 636 1385 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本棟</td> <td>C (タンク)</td> <td>C (空気調和機)</td> <td>C (遮断機)</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>C (プール設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全改修計画に基づき、令和12(2030)年～令和13(2031)年に大規模改修工事を実施できるよう、他の所有者等と調整を行っていく。</li> <li>・ 大規模改修工事の実施まで、引き続き適切な維持管理を行う。</li> </ul>		外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	C	D	C	D	C		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	C (タンク)	C (空気調和機)	C (遮断機)	—	C (プール設備)	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																					
本棟	C	D	C	D	C																					
	給排水・衛生	空調	電気	防災																						
本棟	C (タンク)	C (空気調和機)	C (遮断機)	—																						
	C (プール設備)	—	—																							
<p>吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター</p>  <p>吉祥寺本町4丁目20番13号</p>	<table border="1" data-bbox="571 1003 1385 1077"> <tr> <td>平成17(2005)</td> <td>275.11</td> <td>鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上1階</td> </tr> </table> <p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内6か所目の在宅介護支援センターとして開設し、市民のより身近な地域で相談援助が受けられるよう計画され、介護予防やレスパイトケアを重視した在宅介護支援事業を展開すべく整備された施設</li> </ul> <p><b>【施設方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小地域完結型の相談・サービス提供体制のさらなる充実を図るため、地域包括ケアシステム*の拠点の1つとして、今後とも重要な役割を果たしていくことが求められている。適切な施設管理を行いながら、運営団体及び基幹型地域包括支援センターと連携し、その機能を強化していく。</li> </ul> <p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築18年が経過しており、屋上側溝防水修繕工事や空調機の修繕を中心に、劣化保全工事を行ってきた。</li> <li>・ 今後も適切に維持管理しながら、施設を運営しながら大規模修繕工事を実施するための計画を策定していく必要がある。</li> </ul> <p><b>【劣化状況】</b>          保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点          《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 1989 1385 2051"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	平成17(2005)	275.11	鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上1階		外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	D	D	D	—										
平成17(2005)	275.11	鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地上1階																								
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																					
本棟	D	D	D	D	—																					


	<p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 226 1386 293"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の長寿命化に向け、今後も適切な維持管理を行う。</li> </ul>		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	—	—	—	—															
	給排水・衛生	空調	電気	防災																						
本棟	—	—	—	—																						
<p>川路さんち</p>  <p>西久保1丁目34番2号</p>	<table border="1" data-bbox="571 416 1386 450"> <tr> <td>昭和31(1956)</td> <td>81.36</td> <td>木造、地上1階</td> </tr> </table> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間1千万円（テンミリオン）を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家 事業内容：ミニデイサービスほか</li> </ul> <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化に対し、可能な限り修繕等に対応していくこととする。</li> <li>施設の耐用年数を迎えた後のテンミリオンハウス*事業の継続を図るための対応を検討する必要がある。</li> </ul> <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>築67年が経過しており、令和3(2021)年度に実施した劣化状況調査では、今後さらなる施設の延命化を行うためには、外壁や床等の全面的な改修修繕が必要となっている。</li> </ul> <p>【劣化状況】</p> <p>保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点</p> <p>《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 1171 1374 1238"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 1312 1374 1379"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>A(給水管)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>劣化状況調査を踏まえ、築80年を最終の目標耐用年数と定める。</li> <li>改修内容については、残耐用年数が10年程度であることを踏まえ、令和7年度に外壁や床等の延命化に必要な改修修繕を行うとともに、内装改修や機能改善のための工事を実施していく。</li> </ul>	昭和31(1956)	81.36	木造、地上1階		外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	A	A	C	D	—		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	A(給水管)	—	—	—
昭和31(1956)	81.36	木造、地上1階																								
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																					
本棟	A	A	C	D	—																					
	給排水・衛生	空調	電気	防災																						
本棟	A(給水管)	—	—	—																						
<p>月見路</p>  <p>吉祥寺北町1丁目11番7号(1階)</p>	<table border="1" data-bbox="571 1688 1386 1722"> <tr> <td>昭和57(1982)</td> <td>100.58</td> <td>軽量鉄骨造、地上2階</td> </tr> </table> <p>【施設概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間1千万円（テンミリオン）を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家 事業内容：ミニデイサービスほか 併設施設：北町災害対策職員住宅</li> </ul> <p>【施設方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の老朽化に対し、可能な限り修繕等に対応していくこととする。</li> </ul>	昭和57(1982)	100.58	軽量鉄骨造、地上2階																						
昭和57(1982)	100.58	軽量鉄骨造、地上2階																								






	<p>ととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の耐用年数を迎えた後のテンミリオンハウス*事業の継続を図るための対応を検討する必要がある。</li> </ul> <p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>築 41 年が経過しているが、令和 3 (2021) 年度実施の劣化状況調査を踏まえ、築 60 年の令和 24 (2042) 年を最終の目標耐用年数に設定し、令和 5 年度に施設の長寿命化のための修繕工事を実施した。</li> </ul> <p><b>【劣化状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根及び外壁の改修、給排水管等の更新、内装改修工事を令和 5 年度に実施した。</li> </ul> <p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終の目標耐用年数まで、今後も適切な維持管理を行っていく。</li> </ul>																								
<p>そーらの家</p>  <p>吉祥寺南町 5 丁目 6 番 16 号</p>	平成 12 (2000)	159.31	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上 1 階																						
<p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間 1 千万円 (テンミリオン) を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家</li> <li>事業内容：ミニデイサービスほか</li> </ul> <p><b>【施設方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も適切に建物の維持管理を行い、機能を維持していく。</li> </ul> <p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>築 23 年が経過し、空調機の修繕や給湯器の更新、内装改修等を行いながら、施設の長寿命化に向けて維持管理している。</li> <li>令和 12 (2030) 年度に築 30 年を迎えるため、今後施設の長寿命化に向けた大規模改修工事の実施が必要である。</li> </ul> <p><b>【劣化状況】</b></p> <p>保全改修計画に基づく劣化調査による令和 4 年度評価点 《建築》R 4 年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="571 1637 1374 1704"> <thead> <tr> <th></th> <th>外壁</th> <th>軒裏</th> <th>屋根防水</th> <th>外部建具</th> <th>バルコニー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>C</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>《設備》R 4 年度調査実施 *D 評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="571 1816 1374 1883"> <thead> <tr> <th></th> <th>給排水・衛生</th> <th>空調</th> <th>電気</th> <th>防災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本棟</td> <td>—</td> <td>C (小型空調機)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※空調機については、令和 5 年度に更新工事を実施した。</p> <p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模改修工事の実施まで、引き続き適切な維持管理を行う。</li> </ul>					外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー	本棟	D	D	C	—	—		給排水・衛生	空調	電気	防災	本棟	—	C (小型空調機)	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																				
本棟	D	D	C	—	—																				
	給排水・衛生	空調	電気	防災																					
本棟	—	C (小型空調機)	—	—																					

	・大規模改修工事に向け、実施内容や課題について検討を行う。		
ふらっと・きたまち	平成 28(2016)	168.92	木造、地上2階
 <p>吉祥寺北町5丁目7番9号</p>	<p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人材と建物を有効活用しながら市が運営団体に対し年間1千万円（テンミリオン）を上限とする補助を行い運営する「近・小・軽」の家</li> <li>事業内容：ミニデイサービスほか</li> </ul> <p><b>【施設方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も適切に建物の維持管理を行い、機能を維持していく。</li> </ul> <p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28(2016)年に建築され、平成29年3月に建物の2階に寄付者が居住することを条件に建物の寄贈を受けて、テンミリオンハウス*事業を実施している。</li> <li>今後、居住者と調整をしながら改修等を実施していく必要がある。</li> </ul> <p><b>【劣化状況】</b> (築10年未満のため劣化調査対象外)</p> <p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全改修計画により、保全部位の周期時期に適切に設備等の更新を行いながら、施設の長寿命化に向け、今後も適切な維持管理を行う。</li> </ul>		


## 第2項 障害者施設

施設名称	建設年度	延床面積 (㎡)	構造
桜はうす・今泉	昭和 47(1972)	42.22	軽量鉄骨造、地上1階
 <p>桜堤1丁目5番1号</p>	<p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障害者（児）の緊急一時入所等を目的に、民間団体による障害者ショートステイ事業を実施している。ショートステイ事業に支障がない範囲において地域団体に施設を貸し出している。</li> </ul> <p><b>【施設方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本施設における事業の実施は建物の最終目標耐用年数到達年を想定しており、以降は別施設で事業を継続する。</li> </ul> <p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の構造が軽量鉄骨造であるため、第2期公共施設等総合管理計画により、築40年が基本の目標耐用年数となる。</li> <li>令和3（2021）年度実施の劣化状況調査の結果、大きな劣化が見受けられなかった。</li> </ul>		

	<p>【劣化状況】          保全改修計画に基づく劣化調査による令和4年度評価点          《建築》R4年度調査実施</p> <table border="1" data-bbox="584 304 1382 371"> <tr> <td></td> <td>外壁</td> <td>軒裏</td> <td>屋根防水</td> <td>外部建具</td> <td>バルコニー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>D</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>《設備》R4年度調査実施 *D評価は省略とする</p> <table border="1" data-bbox="584 448 1382 515"> <tr> <td></td> <td>給排水・衛生</td> <td>空調</td> <td>電気</td> <td>防災</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>C (小型空調機)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>【整備計画】          ・保全改修計画に基づき、原則として築50年以降に保全工事等は実施しないが、築60年の令和14(2032)年度を最終の目標耐用年数に設定し、延命化を図っていく。</p>		外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー		C	C	D	D	—		給排水・衛生	空調	電気	防災		—	C (小型空調機)	—	—
	外壁	軒裏	屋根防水	外部建具	バルコニー																		
	C	C	D	D	—																		
	給排水・衛生	空調	電気	防災																			
	—	C (小型空調機)	—	—																			
<p>障害者福祉センター</p>  <p>八幡町4丁目28番13号</p>	<table border="1" data-bbox="584 703 1382 779"> <tr> <td>昭和55(1980)</td> <td>1,612.98</td> <td>軽量鉄骨造、 地上3階地下1階</td> </tr> </table> <p>【施設概要】          ・身体障害者福祉センターB型施設として設立された施設。相談支援事業所ほくと（専門相談、計画相談）、生活リハビリサポートすばる（自立訓練、中途障害者デイサービス）、児童発達支援事業、放課後児童健全育成事業を実施。</p> <p>【施設方針】          ・障害のある方への専門相談やリハビリなどの事業や講習会を継続的に行う。令和10年度からの使用開始に向けて改築する。</p> <p>【現状と課題】          ・令和2(2020)年度に実施した劣化状況調査及び令和3(2021)年度に設置した「障害者福祉センターあり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、令和10(2028)年度の竣工を目指して既存建物の建替えを行うこととなった。          ・建替え時も事業継続を図る必要があるため、旧中町自転車保管所に仮設建築物を設置することとなった。</p> <p>【劣化状況】          建物全体で経年相当の劣化が進行している。施設全般にわたる修繕工事の必要な時期と判断する。          ※令和2(2020)年度に実施した劣化度調査の結果、早期改修の検討が必要な項目を抜粋して記載している。</p> <table border="1" data-bbox="655 1809 1337 2033"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>部位</th> <th>優先度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建築</td> <td>防水</td> <td>屋上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具等開口部</td> <td>トップライト</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>スチールサッシ (ジャロジー窓部分)</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	昭和55(1980)	1,612.98	軽量鉄骨造、 地上3階地下1階		項目	部位	優先度	建築	防水	屋上	B	建具等開口部	トップライト	A	スチールサッシ (ジャロジー窓部分)	A						
昭和55(1980)	1,612.98	軽量鉄骨造、 地上3階地下1階																					
	項目	部位	優先度																				
建築	防水	屋上	B																				
	建具等開口部	トップライト	A																				
		スチールサッシ (ジャロジー窓部分)	A																				

	<p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画』に示されている基本理念や基本方針をもとに、障害のある方の地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点としての整備を進める。</li> </ul>		
<p>放課後等デイサービス施設（パレット）</p>  <p>桜堤1丁目9番9号</p>	<p>平成8(1996)</p>	<p>203.00 (2886.83)</p>	<p>桜堤ケアハウス参照</p>
	<p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜堤ケアハウス参照</li> </ul>		
	<p><b>【施設方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜堤ケアハウス参照</li> </ul>		
	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜堤ケアハウス参照</li> </ul>		
	<p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>桜堤ケアハウス参照</li> </ul>		
<p>みどりのこども館</p>  <p>緑町2丁目6番8号 武蔵野緑町2丁目第3ア パート8号棟1階</p>	<p>平成21(2009)</p>	<p>662.83 (5,682.24)</p>	<p>鉄筋コンクリート造、 地上11階</p>
	<p><b>【施設概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域開放型事業と療育事業を実施。令和2年には国の構造改革特別区域計画を活用し、みどりのこども館（通園部ウィズ、相談部ハビット）を児童発達支援センターとして位置付けた。</li> </ul>		
	<p><b>【施設方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も子育て相談・支援と発達相談・支援を一体的に行う、地域療育支援の中核拠点としての役割を担う。</li> </ul>		
	<p><b>【現状と課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談・支援と発達相談・支援が一つの場にある強みを活かした事業を実施しており、今後も地域療育支援の中核拠点の役割を担う必要がある。</li> <li>建物は、東京都との区分所有となっているため、連携、調整を行いながら大規模改修等を行う必要がある。</li> </ul>		
	<p><b>【劣化状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全改修計画に基づいて状態監視保全を行う。</li> </ul>		
	<p><b>【整備計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、東京都と協議しながら適切な維持管理に努める。</li> </ul>		

### 第3項 健康・医療施設

施設名称	建設年度	延床面積	構造
<p data-bbox="199 264 379 293">保健センター</p>  <p data-bbox="199 544 534 611">吉祥寺北町4丁目8番10号</p>	<p data-bbox="577 280 767 315">昭和 62(1987)</p>	<p data-bbox="967 280 1086 315">4,472.37</p>	<p data-bbox="1117 264 1374 331">鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階</p> <p data-bbox="577 342 724 371"><b>【施設概要】</b></p> <ul data-bbox="577 383 1390 600" style="list-style-type: none"> <li>市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設として開設され、現在は市健康課が健康増進・母子保健・感染症対策・災害時医療・そのほか保健衛生に関する機能を、(公財)武蔵野健康づくり事業団*が健(検)診・健康づくりに関する機能を、市医師会臨床検査センターが臨床検査に関する機能を担っている。</li> </ul> <p data-bbox="577 645 724 674"><b>【施設方針】</b></p> <ul data-bbox="577 685 1390 1055" style="list-style-type: none"> <li>保健センターは開設から35年以上が経過し、施設設備の老朽化が顕著となっているため、建物を目標耐用年数(60年)まで使用するための大規模改修を行う必要がある。</li> <li>大規模改修に伴う保健センターの機能休止ができないことから、保健センターの北側に隣接する旧中央図書館跡地(以下、「隣接地」という。)に増築し、増築部分に機能を一時移転した後に、既存建物の大規模改修を行い、改修工事後の既存建物と増築部分の一体的な利活用を行い、保健衛生機能の充実を図ったうえで、子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備を行う。</li> </ul> <p data-bbox="577 1099 751 1128"><b>【現状と課題】</b></p> <ul data-bbox="577 1140 1390 1666" style="list-style-type: none"> <li>老朽化により給排水設備の早急な全面的改修が必要とされ、さらに給排水設備以外にも外壁、防水、空調など様々な施設・設備の劣化状況が認められている。</li> <li>保健センターで実施しているがん検診や乳幼児健康診査等の各種健(検)診や市内医療機関からの依頼検査、臨床検査業務などを休止することになれば、市内の医療活動や妊産婦及び乳幼児への支援に著しく影響を与えることから、大規模改修期間における事業継続の担保は必要条件である。</li> <li>開設以降、法律の改正などにより保健所から事業が移管され、保健センターの担う役割が増加するなか、昨今の新型コロナウイルス感染症により、今後新たに感染症が発生した場合に備えた機能を有する必要性も明らかとなり、施設面積に不足が生じている。</li> </ul> <p data-bbox="577 1711 724 1740"><b>【劣化状況】</b></p> <p data-bbox="577 1751 1390 1854">建物全体で経年相当の劣化が進行している。配管調査の結果、配管に欠損・減肉箇所があり、全面改修が必要な状態である。居ながら工事による全面改修は困難。</p> <p data-bbox="577 1865 1390 1933">※令和2(2020)年度に実施した劣化度調査の結果、早期改修の検討が必要な項目を抜粋して記載している。</p>

	項目	部位	優先度
建築	防水	4階屋上	B
		2階屋上	B
		中庭・ドライエリア	B
設備	給排水衛生	給排水設備	A
	電気	I T V設備	A

※令和4(2022)年度に給排水管の応急対応工事を実施済。

**【整備計画】**  
 令和5(2023)～6(2024)年度：実施設計  
 令和6年度以降の整備計画については調整中。

武蔵野赤十字病院 感染症病棟	平成10(1998)	871.26 (3,378.55)	鉄骨造、 地上3階
-------------------	------------	----------------------	--------------

**【施設概要】**

- 結核や肝臓などの感染症患者を受け入れる病棟として、武蔵野赤十字病院三番館3階に設置されている。
- 伝染病予防法に基づき、武蔵野三鷹地区保健衛生組合が建設、また、「感染症病棟の賃貸借等に関する基本協定（平成11(1999)年4月1日締結）」により、日本赤十字社東京支部（武蔵野赤十字病院）に貸し付けし、管理運営を武蔵野赤十字病院が行うこととしている。平成15(2003)年、上記組合の解散に伴い、市に無償譲渡された。

**【施設方針】**

- 武蔵野赤十字病院と協議をしながら引き続き適切な維持管理を行う。

**【現状と課題】**

- 武蔵野赤十字病院との区分所有となっている。
- 市が施設を貸し付けることで運営されている。

**【整備計画】**

- 市が所有する必要性を再考し、資産譲渡等の可能性について武蔵野赤十字病院との協議を検討する。

### 第3節 本計画期間中の整備スケジュール及び費用（保全・改修計画）

所管	施設名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R6-R11 対策費用計 (単位：百万)	
高齢	シルバー人材センター分館（健康福祉部分館） （昭和23年度）	維持修繕						36	
	北町高齢者センター （昭和62年度 ※増築棟は平成3年度）	維持修繕	設計	大規模改修	維持修繕			179	
	高齢者総合センター （平成5年度）	大規模改修		維持修繕				1,933	
	吉祥寺ナーシングホーム （平成6年度）	設計	大規模改修				786		
	桜堤ケアハウス （平成8年度）	維持修繕					設計	92	
	吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター （平成17年度）	維持修繕						8	
	川路さんち （昭和31年度）		延命化工事						34.5
	月見路 （昭和57年度）								0
	そーらの家 （平成12年度）	維持修繕						8	
	ふらっと・きたまち （平成29年度）						維持修繕	2	
	障害	桜はうす・今泉 （昭和47年度）							
障害者福祉センター （昭和55年度 ※現施設）		設計	建替え		維持修繕			1,835	
放課後等デイサービス施設（パレット）									
みどりのこども館 （平成21年度）		維持修繕						20	
健康・医療	保健センター （昭和62年度 ※現施設）	設計	基礎解体・増築		大規模改修		4,115		
	武蔵野赤十字病院感染症病棟 （平成10年度）	維持修繕						214	

※第2期公共施設等総合管理計画、保全改修計画、第六期長期計画・調整計画の財政シミュレーションを参考に、令和6年2月時点で想定している対策時期と費用を示したものです。

※保健センターについては、令和4(2022)年10月に策定した基本計画中の費用（令和3(2021)年3月時点の概算費用）を記載しており、現在は資材や労務費の高騰により、設計を行う段階でスケジュールとともに対策費用の見直しを予定しています。

※維持修繕の時期は、毎年実施する劣化状況の評価点により決定するため、現時点では決定していません。

## 第6章 計画の推進と見直し

### 第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進

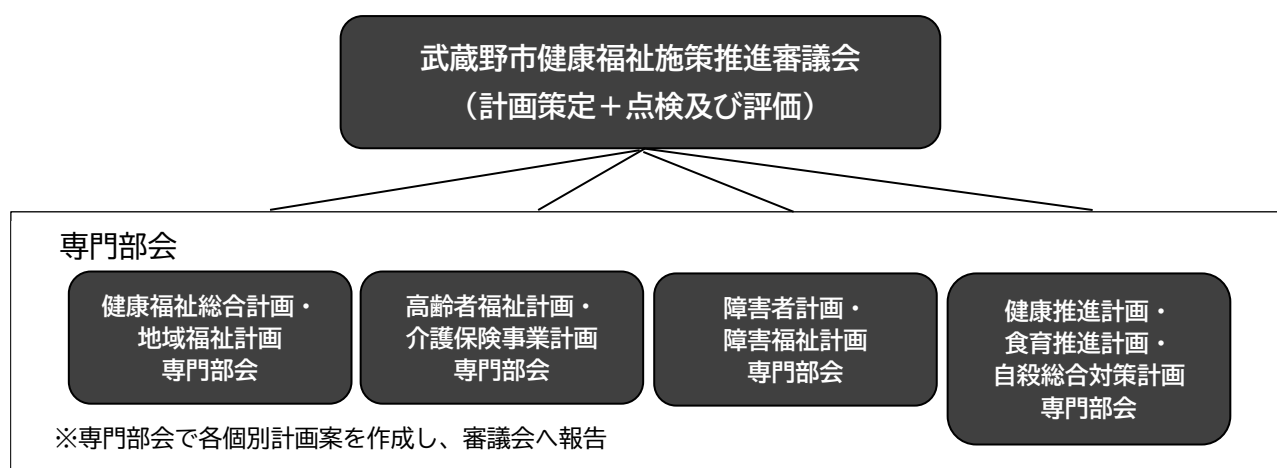
少子高齢化や格差の拡大等に伴い、支援ニーズはより複雑化・複合化していくと見込まれます。

市民の多様な支援ニーズが、適切なサービスにつながるように、引き続き市民、団体、事業者、行政の連携を基盤とした相談支援ネットワークを中心に、武蔵野市ならではの地域共生社会\*の実現に向け、総合的な視点から各施策を推進します。

### 第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表

今回の健康福祉総合計画の改定にあたり、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、新たな会議体として「武蔵野市健康福祉施策推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置しました。

この審議会において本計画の進捗状況を報告し、事業の進行管理及び進捗管理等を行い、ホームページ等を活用して進捗状況を公表します。



### 第3節 次期計画の策定

次期健康福祉総合計画の改定は、令和11(2029)年度に行います。

介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画については、3年で見直しをすることが法令で規定されているため、介護保険事業計画は高齢者福祉計画と合わせて、障害福祉計画・障害児福祉計画についても、障害者計画と合わせて、令和8(2026)年度に見直しを行います。

地域福祉計画、成年後見利用促進基本計画、再犯防止推進計画、健康推進計画、食育推進計画、自殺総合対策計画、国民健康保険データヘルス計画、特定健康診査等実施計画については、6年で見直しをするため、令和11(2029)年度に見直しを行います。